
第2章

大田区の障がい者の状況と 施策の課題(案)

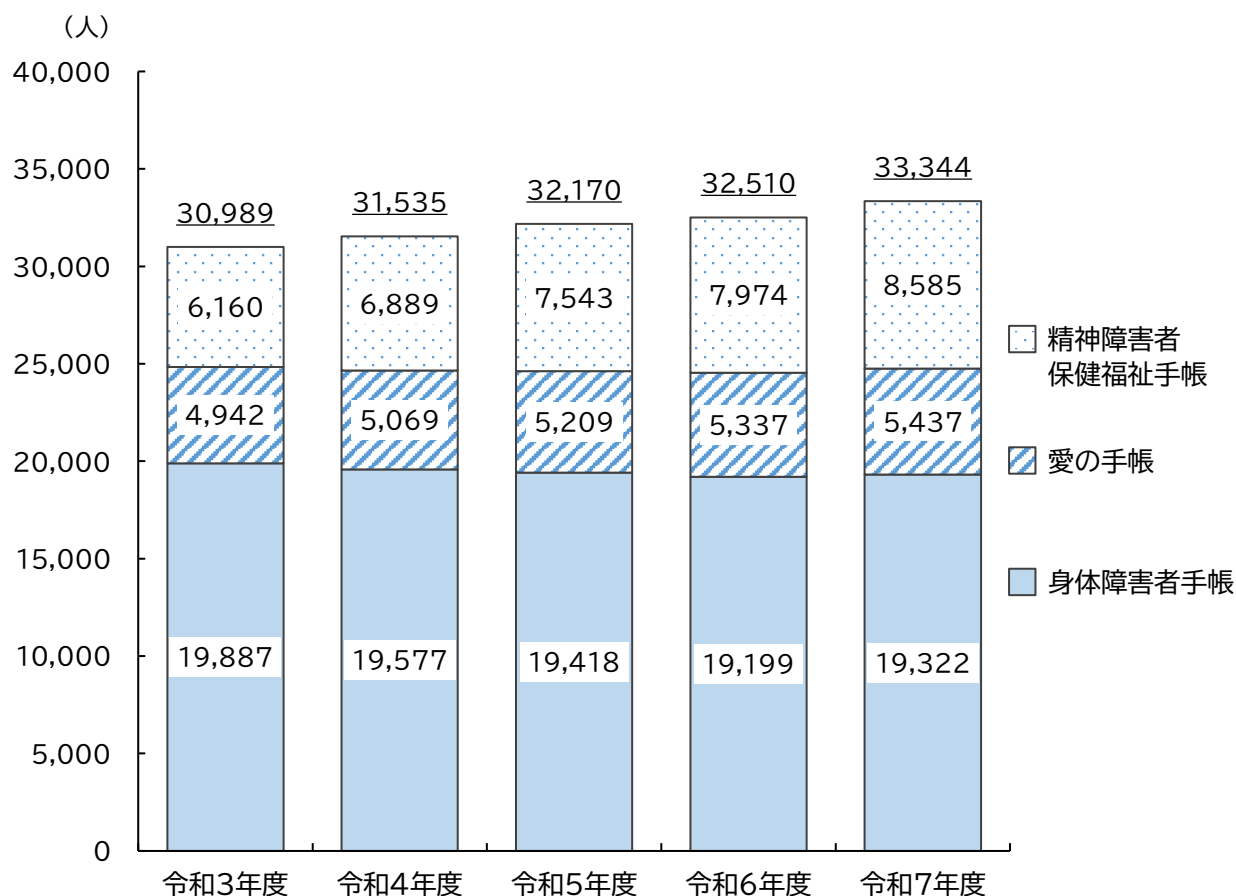
1 大田区の障がい者の状況

(1) 障害者手帳所持者の状況

- ◆ 障害者手帳所持者は毎年増加傾向にあり、令和3年度から令和7年度にかけて 2,355 人増加し、令和7年度は33,344人となっています。
- ◆ 障害種別にみると、令和3年度から令和7年度までのいずれにおいても身体障害者手帳所持者数が最も多くなっていますが、令和3年度と比較して減少傾向にあります。
- ◆ また、愛の手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、特に精神障害者保健福祉手帳所持者は令和3年度と比較して約 1.4 倍となっています。

① 障害者手帳所持者の推移

図表 2-1 障害者手帳所持者数の推移



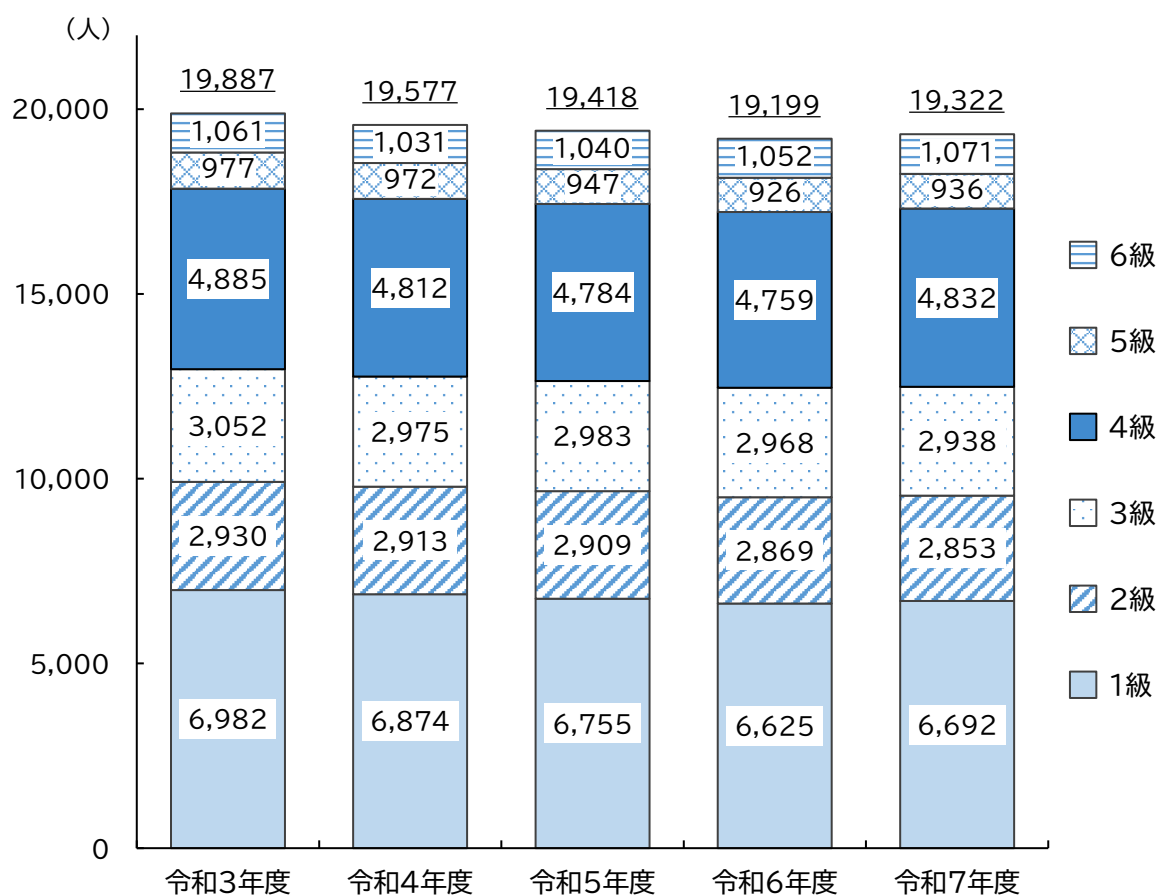
※各障害種別には重複を含みます。

※各年度3月31日現在

② 身体障害者手帳所持者の状況

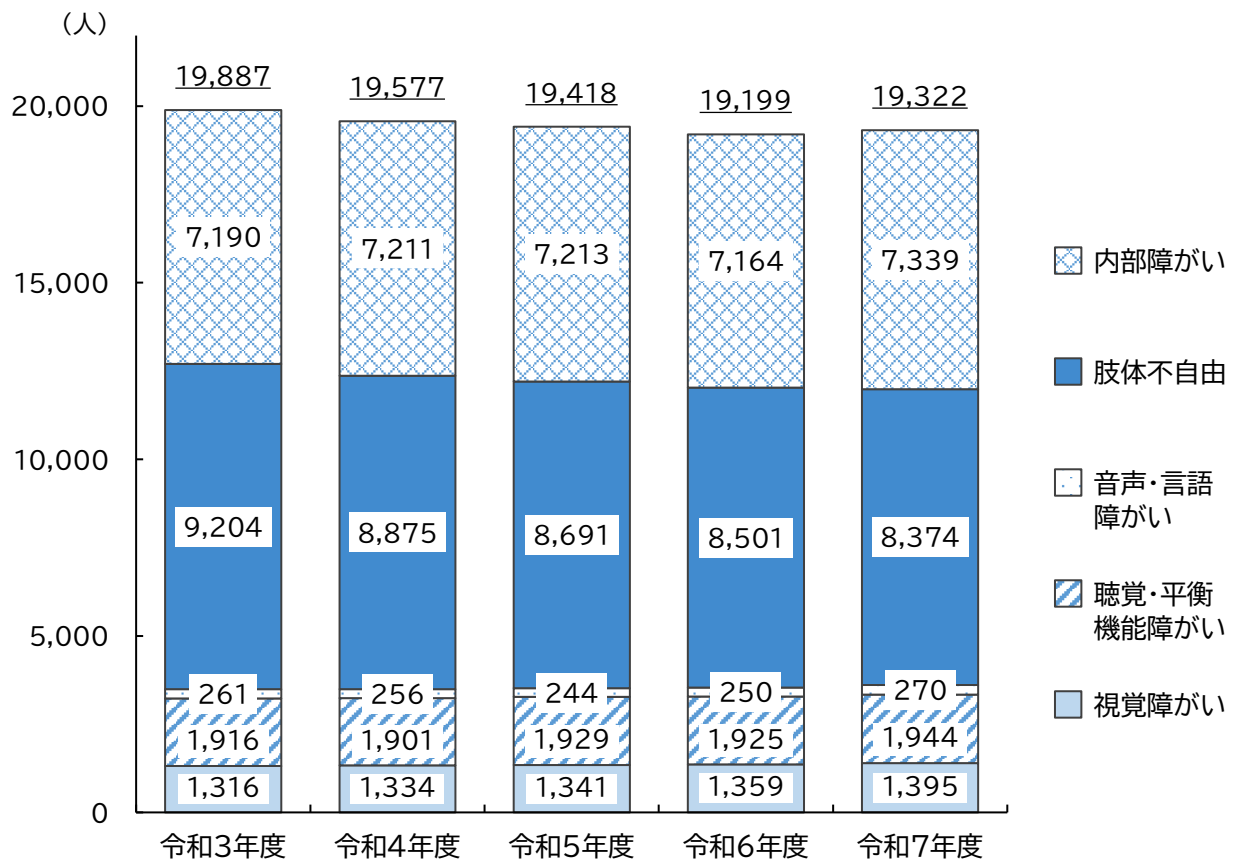
- ◆ 身体障害者手帳所持者は19,000人台で推移しており、令和7年度は19,322人となっています。
- ◆ 等級別にみると、令和3年度から令和7年度までのいずれにおいても「1級」が最も多くなっています。また、部位別にみると、令和3年度から令和7年度までのいずれにおいても「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障がい」が多くなっています。
- ◆ 年齢別にみると、令和7年度において、18歳以上が98.1%を占めています。

図表 2-2 身体障害者手帳所持者数の推移【等級別】



※各年度3月31日現在

図表 2-3 身体障害者手帳所持者数の推移【部位別】



※各年度3月31日現在

図表 2-4 身体障害者手帳所持者数【年齢別】

令和7年度	総数	18歳未満	18歳以上
身体障害者手帳所持者数(人)	19,322	361	18,961
総数に占める割合(%)	100.0	1.9	98.1

※令和8年3月31日現在

■ 身体障害者手帳

身体障がいのある人が、身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に、本人(15歳未満の場合は保護者)の申請に基づいて交付されます。各種のサービスを受けるために必要です。

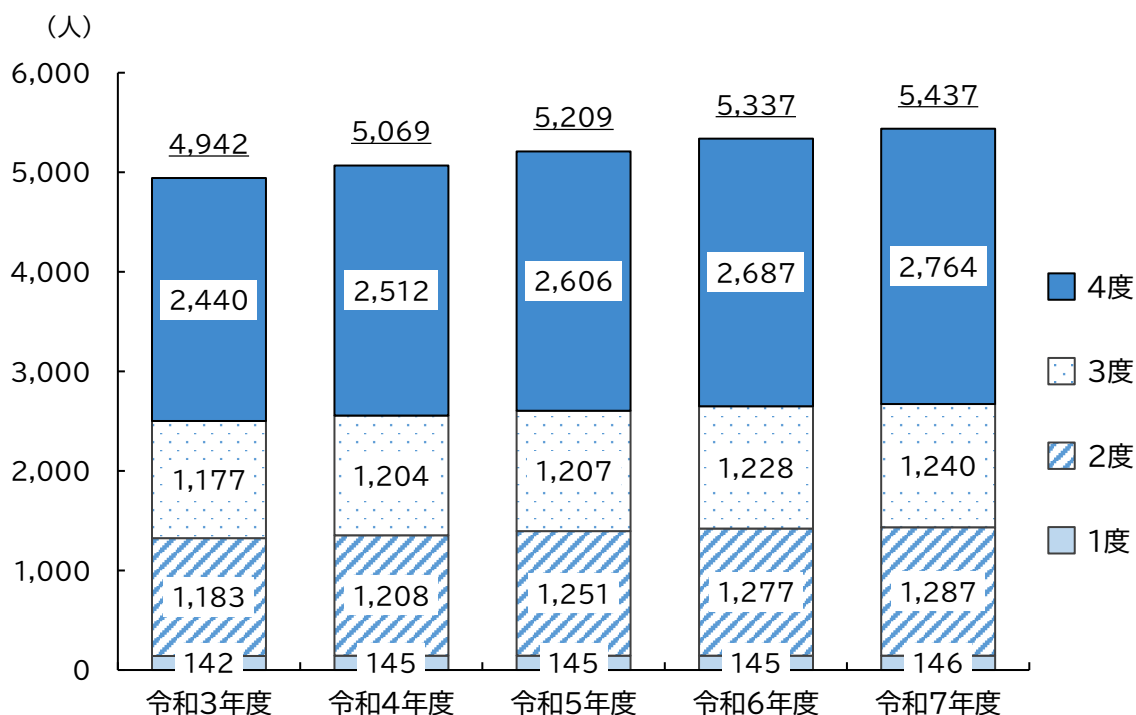
障がいの程度により1級から7級(1級が最重度)にわかれています。

7級(肢体不自由のみ該当)の障がい1つだけでは手帳の交付はされませんが、7級の障がいが2つ以上重複する場合や、6級以上の障がいと重複する場合は、手帳が交付されます。

③ 愛の手帳所持者の状況

- ◆ 愛の手帳所持者は、令和3年度から令和7年度にかけて495人増加し、令和7年度には5,437人となっています。
- ◆ 等級別にみると、令和3年度から令和7年度までのいずれにおいても「4度」が最も多くなっており、令和3年度から令和7年度にかけて324人増加しています。
- ◆ 年齢別にみると、令和7年度において、18歳以上が77.5%を占めています。

図表 2-5 愛の手帳所持者数の推移【等級別】



※各年度3月31日現在

図表 2-6 愛の手帳所持者数【年齢別】

令和7年度	総数	18歳未満	18歳以上
愛の手帳所持者数(人)	5,437	1,225	4,212
総数に占める割合(%)	100.0	22.5	77.5

※令和8年3月31日現在

■ 愛の手帳

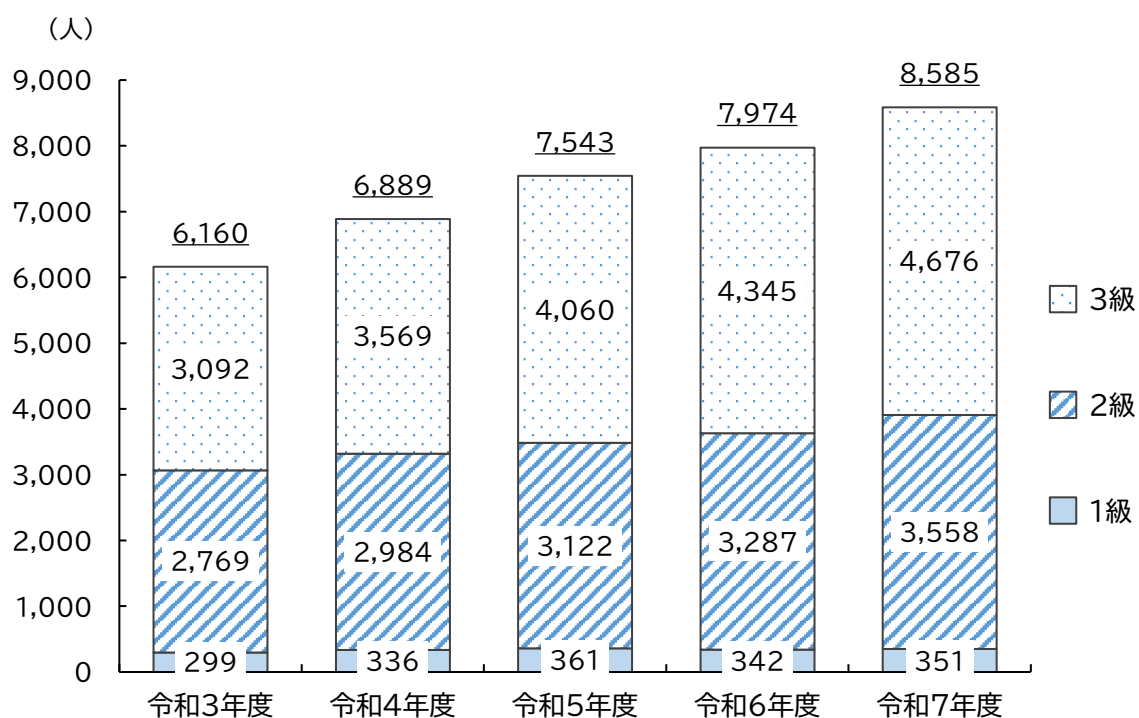
知的障がいのある人が、様々なサービスを受けるために必要な手帳として、東京都が独自に設けています。国の制度として「療育手帳」があり、愛の手帳はこの制度の適用を受けています。

障がいの程度を総合的に判定し、1度から4度(1度が最重度)に該当すると認められた場合に交付されます。

④ 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

- ◆ 精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあり、令和3年度から令和7年度にかけて2,425人増加し、令和7年度には8,585人となっています。
- ◆ 等級別にみると、令和3年度から令和7年度までのいずれにおいても「3級」が最も多くなっており、令和3年度から令和7年度にかけて1,584人増加しています。

図表 2-7 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移【等級別】



※各年度3月31日現在

■ 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方が対象です。入院・在宅による区別や年齢制限はありません。

障がいの程度により1級から3級(1級が最重度)にわかれています。

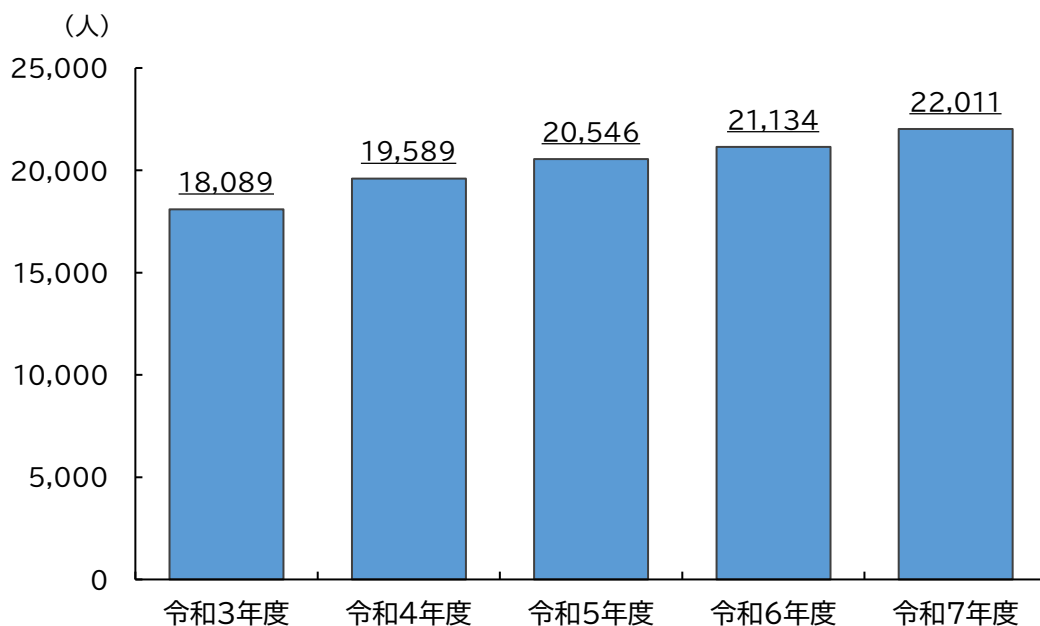
有効期間(2年間)があるため、継続するためには更新の手続きが必要になります。

(2) 公費負担医療制度

① 自立支援医療(精神通院医療)の状況

- ◆ 自立支援医療(精神通院医療)申請者は増加傾向にあり、令和3年度から令和7年度にかけて3,922人増加し、令和7年度には22,011人となっています。

図表 2-8 自立支援医療(精神通院医療)申請者数の推移



※各年度3月31日現在

■ 自立支援医療費制度(精神通院医療)

精神疾患(てんかんを含む)のため、通院による医療を継続して受ける必要がある方の、医療費の自己負担を軽減する公費負担医療制度です。

自己負担は原則1割ですが、利用者本人の収入や世帯の所得、疾患等に応じて、月額自己負担上限額が設定されています。

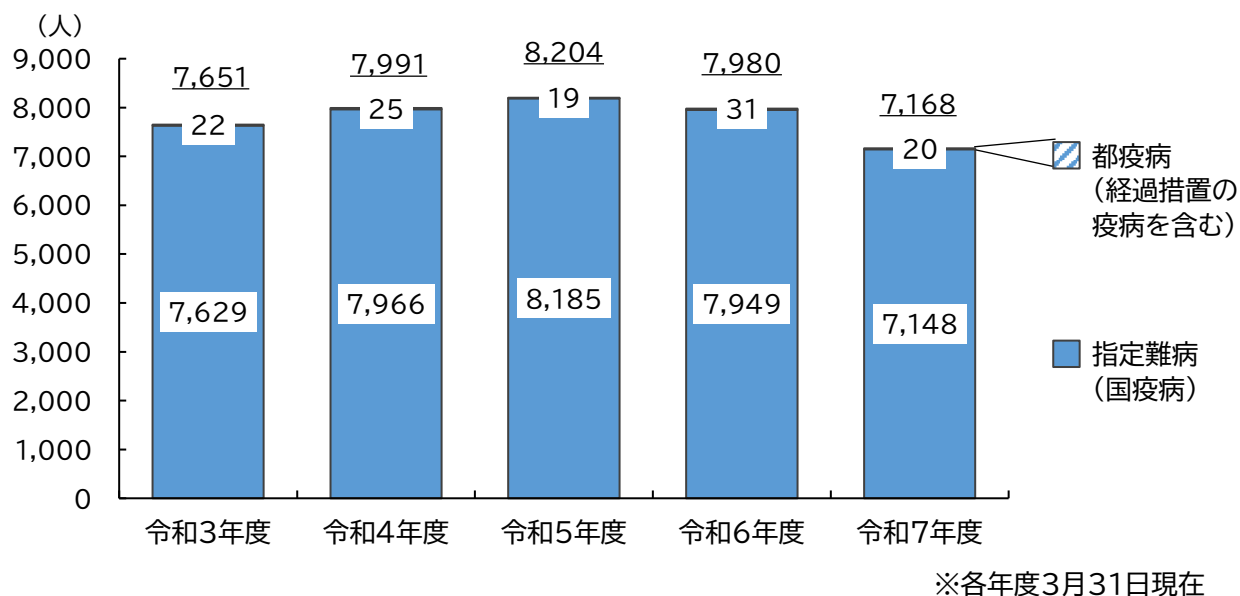
ただし、所得によって対象とならない場合や、一定の要件を満たす方に全額が助成される場合があります。

有効期間(1年間)があるため、継続するためには更新の手続きが必要になります。

② 難病医療費助成の状況

- ◆ 難病医療費助成は、指定難病の追加等の影響で年度によって変動が見られます。令和7年度は7,168人となっています。
- ◆ なお、令和6年度までは延べ人数、令和7年度は実人数の実績値となっています。

図表 2-9 難病医療費等助成申請者数の推移



■ 難病医療費助成制度

国又は東京都の指定する疾病に罹患している方で、一定の要件を満たす場合に、その治療にかかる医療費等の一部を公費で負担する制度です。

平成26年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。)」が成立し、平成27年1月から110疾病を対象とした新たな難病医療費助成制度が始まり、令和7年4月には348疾病が対象となっています。東京都においては、難病法に基づく指定難病に加え、8疾病が医療費助成の対象となっています。また、障害者総合支援法の対象疾病に罹患している方で、必要と認められた場合には、障害者手帳の有無にかかわらず、障害福祉サービス等を利用することができます。

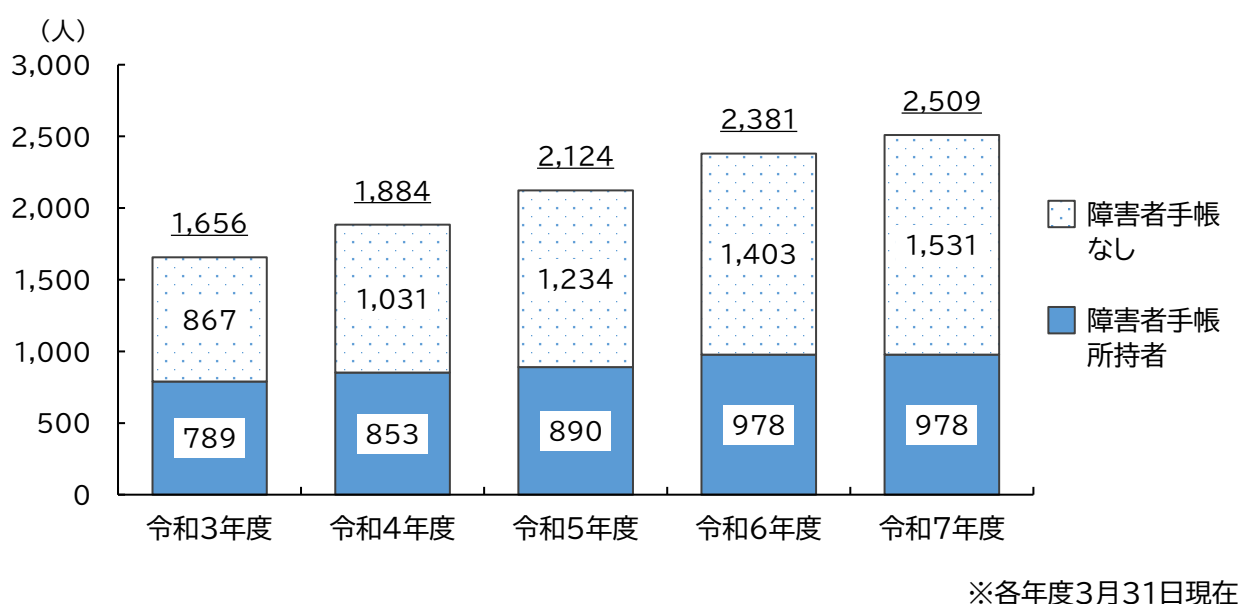
障害者総合支援法の対象疾病は、現在376疾病となっています(難病法に基づく指定難病はすべて対象疾病に含まれています)。

(3) 発達障がい者の状況^{注1}

① 障害児通所受給者証所持者の状況

- ◆ 障害児通所支援※(児童発達支援、放課後等デイサービスなど)の利用に際して交付される障害児通所受給者証の所持者は増加傾向にあり、令和3年度から令和7年度にかけて853人増加し、令和7年度には2,509人となっています。
- ◆ 令和7年度の障害児通所受給者証所持者のうち、障害者手帳を所持していない児童は1,531人となっており、増加傾向にあります。障害者手帳を所持せずに障害児通所支援※を利用されている方の多くは、発達障がい等により、支援が必要な方であると推察されます。

図表 2-10 障害児通所受給者証所持者数の推移



■ 障害児通所受給者証

障がい児を対象とした児童福祉法に基づくサービスには、通所による支援(障害児通所支援※)と入所による支援(障害児入所支援)があります。

障害児通所支援※を利用する場合は、障害児支援利用計画※案を作成し、区へ提出する必要があります。障害児支援利用計画※案の作成に当たっては、相談支援事業所に相談のうえ作成する場合や、保護者が作成する場合があります。

障害児支援利用計画※案に基づき、サービスの支給が決定すると、「障害児通所受給者証」が交付されます。その後、障害児通所支援※事業所と利用契約を締結し、障害児通所支援※サービスを利用できるようになります。

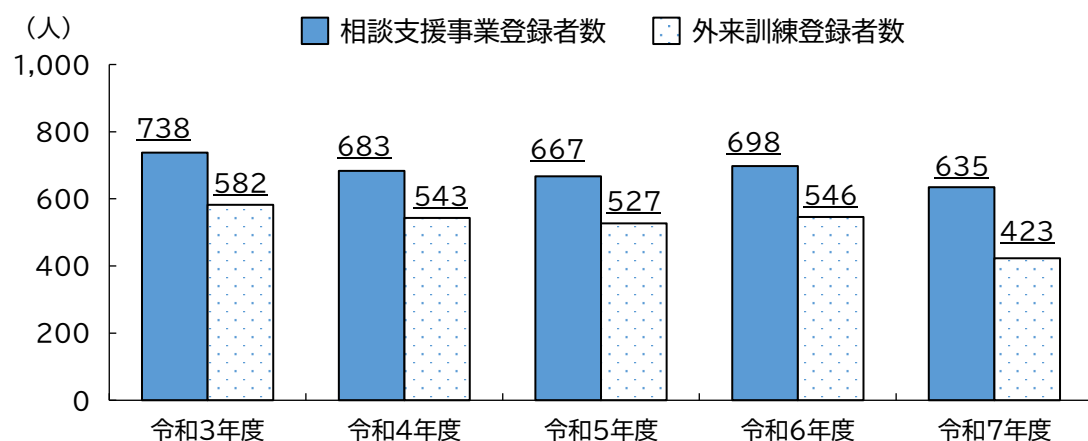
なお、障害児入所支援については、現在は東京都が主体となって実施しています。

注1:発達障がいは、知的な遅れを伴う場合と伴わない場合があることや、障がい特性の表出時期が異なることから、障害者手帳の有無によってのみでは判断できないため、支援の対象となる方の人数を正確に把握することは困難です。そのため、発達障がい者の状況を捉えるための参考値であり、発達障がい者の正確な人数を示すものではありません。

② こども発達センターわかばの家の状況

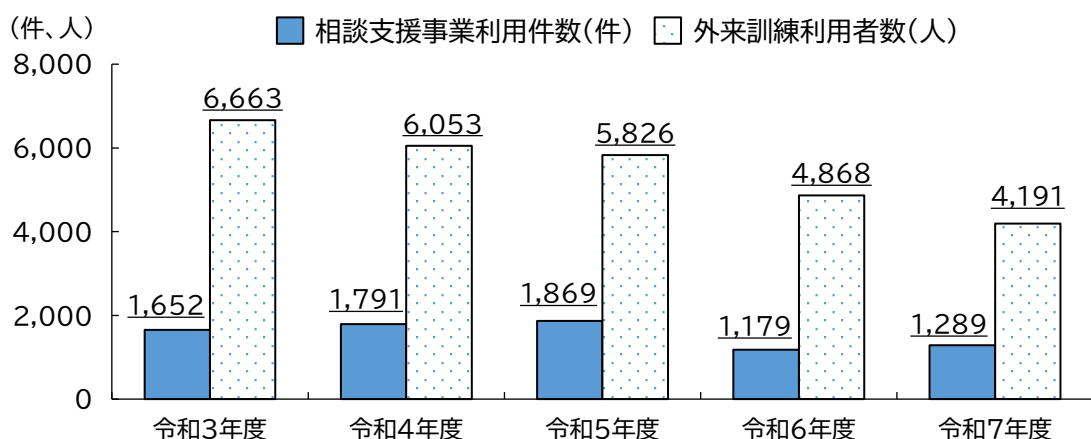
- ◆ こども発達センターわかばの家では、心身に発達の遅れや偏り、またその疑いがある就学前の乳幼児とその保護者に対して相談等の事業を行っています。
- ◆ 相談支援事業は、年度により変動はあるものの、令和7年度末時点の登録者数は635人であり、延べ利用数は1,289件となっています。
- ◆ また、幼稚園や保育園に通いながら、月1回の療育※訓練を受ける外来訓練の令和7年度末時点の登録者数は423人であり、延べ利用数は4,191人となっています。

図表 2-11 相談支援事業と外来訓練の登録者数の推移



※各年度3月31日現在

図表 2-12 相談支援事業と外来訓練の延べ利用数の推移

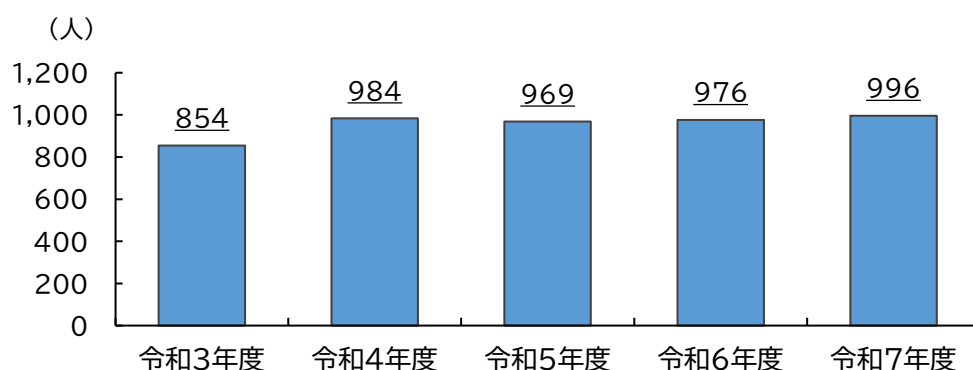


※各年度3月31日現在

③ 特別支援教室(サポートルーム)※等の状況

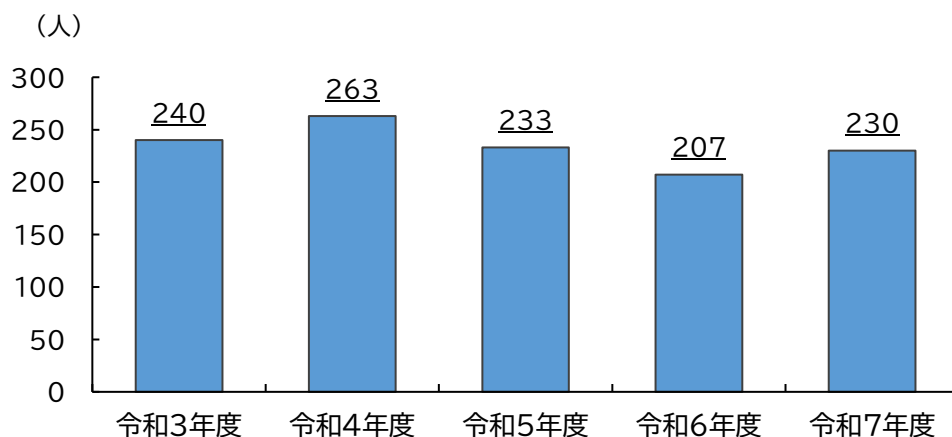
- ◆ 発達障がい等のある児童に対する個別的な指導を行うため、特別支援教室(サポートルーム)※を設置しています。
- ◆ 小学校では、平成28年度から区内全校に特別支援教室(サポートルーム)※を設置し、令和7年度は996人の児童が利用しています。
- ◆ 中学校では、令和元年度から区内全校に特別支援教室(サポートルーム)※を設置し、令和7年度は、230人の生徒が利用しています。

図表 2-13 小学校における特別支援教室(サポートルーム)※の児童数の推移



※各年度5月1日現在

図表 2-14 中学校における特別支援教室(サポートルーム)※の生徒数の推移



※各年度5月1日現在

◀ 特別支援学級の状況 ▶

- ◆ 特別支援教室(サポートルーム)のほか、区立の小中学校では障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、それに対応した適切な指導や支援を行うために、特別支援学級を設置しています。

図表 2-15 固定学級(知的障害、自閉症・情緒障害)

	知的障害学級			自閉症・情緒障害学級		
	学校数	学級数	児童・生徒数	学校数	学級数	児童・生徒数
小学校	16 校	52 学級	359 人	2 校	3 学級	19 人
中学校	10 校	27 学級	177 人	1 校	2 学級	14 人

※令和7年5月1日現在

図表 2-16 通級指導学級(弱視、難聴、言語障害学級)

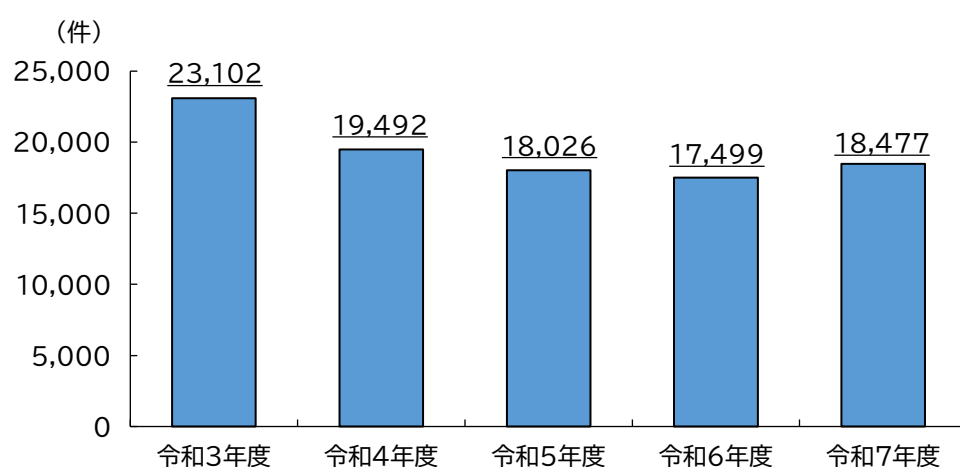
	学校数	学級数	児童・生徒数
小学校(弱視)	1 校	1 学級	4 人
小学校(難聴)	2 校	2 学級	15 人
小学校(言語障害)	4 校	9 学級	119 人
中学校(難聴)	1 校	1 学級	5 人

※令和7年5月1日現在

障がい者総合サポートセンター(基幹相談支援センター)における相談の状況

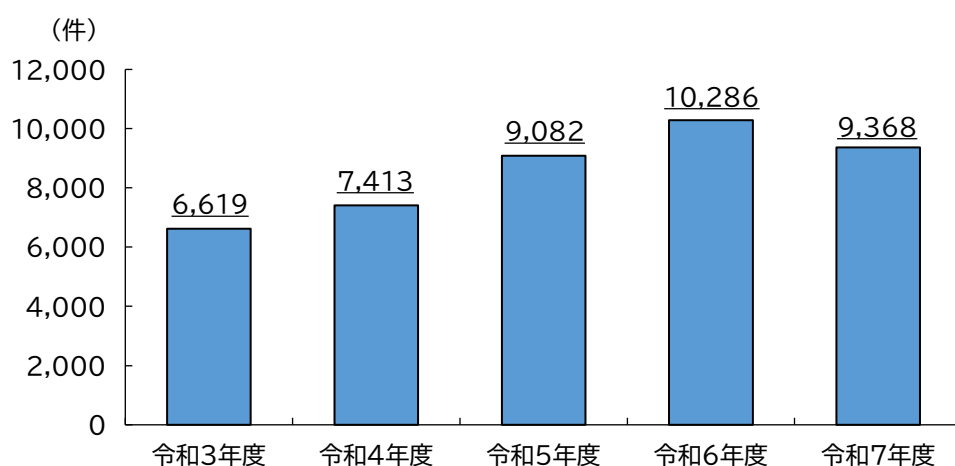
- ◆ 基幹相談支援センター※である障がい者総合サポートセンターでは、様々な障がいに応じた相談支援を行っています。
- ◆ 障がい者総合サポートセンターA棟相談支援部門における相談件数は令和7年度には18,477件となっております。令和3年度をピークに、令和4年度から減少した理由としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の不安等により一時的に増加していた相談が落ち着いたことなどが考えられます。また、主に学齢期を対象とした相談支援を行うB棟における令和7年度の相談件数は9,368件となっており、令和3年度から2,749件増加しています。

図表 2-177 障がい者総合サポートセンターA 棟における相談推移



※各年度 3 月 31 日現在

図表 2-18 障がい者総合サポートセンターB 棟における相談推移



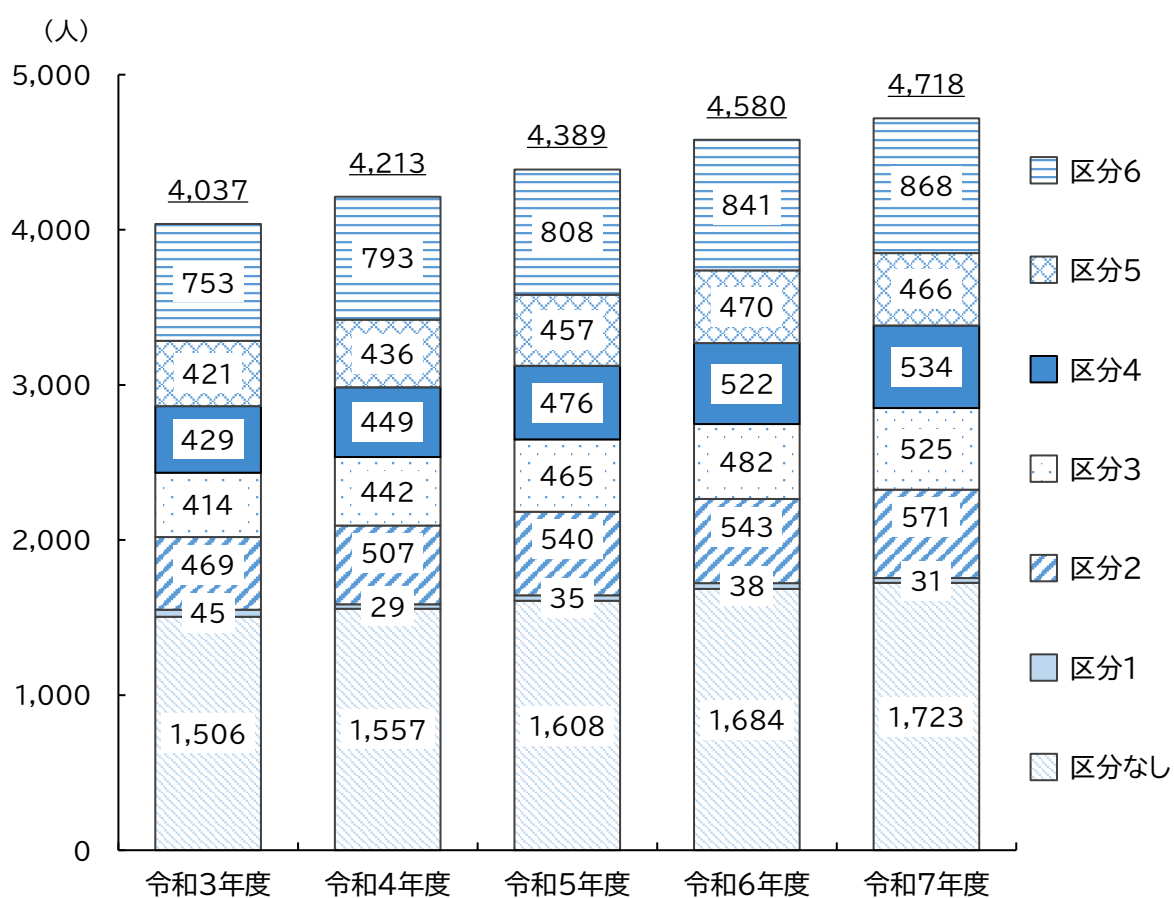
※各年度 3 月 31 日現在

(4) 障害福祉サービスの利用状況について

① 障害福祉サービス受給者証所持者の状況

- ◆ 障害福祉サービス受給者証所持者数は増加傾向にあり、令和7年度は4,718人となっています。
- ◆ 区分別にみると、令和3年度から令和7年度までのいずれにおいても「区分なし」が最も多くなっています。「区分1」を除いて、全ての区分で概ね増加傾向にあります。

図表 2-19 障害福祉サービス受給者証所持者数の推移



※区分なしは、区分認定を受けていない者と非該当の者との合計

※各年度3月31日現在

■ 障害支援区分

障害支援区分とは、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものです。「非該当」と「区分1」から「区分6」(区分6が最重度)にわかれており、これにより、利用できる障害福祉サービスの種類や支給量(利用できる時間数など)が決まります。

2 前計画における主な取組

(1) 基本目標1「自分らしく いきいきと 暮らし続けられるまち」

① 日中活動の場の整備

- ◆ 令和6年10月に大田生活実習所東棟の改築工事が竣工し、令和7年4月から生活介護の定員が53人から60人(うち重度心身障がい者通所事業は5人から8人)に増加しました。令和9年度から11年度にかけて西棟の改築工事も予定しています。
- ◆ 令和8年2月に南六郷福祉園・くすのき園Ⅰ期工事が竣工し、令和8年4月から生活介護の定員が53人から59人に増加しました。令和8年度から9年度にかけてⅡ期工事を予定しています。
- ◆ 令和7年12月に新井宿福祉園の取壊し工事が完了しました。令和9年度まで改築工事を予定しています。
- ◆ グループホームや就労継続支援B型事業所などの新規開設にあたり、指定申請の相談窓口や必要な手続きについてご案内するとともに、区におけるニーズを説明するなど、整備支援を行いました。
- ◆ 区有地を活用し、多摩川二丁目に重度の知的障がい者を対象とするグループホームが開設しました。

② 緊急時の受入体制の充実

- ◆ 令和7年6月から大田生活実習所(東棟)で、短期入所事業所(定員6名)を開始しました。
- ◆ 令和8年6月から南六郷くすのき園で、短期入所事業所(定員9名)を開始しました。

③ 人材確保・育成・定着支援の充実

- ◆ 大田区福祉人材育成・交流センターでは、福祉人材の確保・育成・定着を目指して様々な取り組みを行っています。区内福祉従事者を対象とした研修の実施、福祉人材向けeラーニング研修のコンテンツ配信、さらに福祉の仕事に関する相談や面接会である「ふくしのしごと市」などを実施しました。
- ◆ 障がい者総合サポートセンターでは、福祉人材の育成のための研修のほか、移動支援従事者養成研修等を実施しました。

④ サービスの質の確保・向上

- ◆ 福祉サービス事業所に対し実地指導を実施し、サービスの質の確保及び利用者処遇の向上を図るための支援を行いました。
- ◆ 福祉サービス第三者評価※の受審費用補助について、ホームページでの掲載に加え、児童発達支援地域ネットワーク会議を通じて詳細を周知し、受審の促進を図りました。
- ◆ 障がいがある方への手当等の申請手続きのオンライン化に向け検討を進めています。令和8年度から特別障害者手当等の現況届など一部手続きについて、オンライン申請を開始しました。
- ◆ 大田区福祉人材育成・交流センターでは、福祉人材の確保・育成・定着を目指して様々な取り組みを行っています。区内福祉従事者を対象とした研修の実施、福祉人材向け e ラーニング研修のコンテンツ配信、さらに福祉の仕事に関する相談や面接会である「ふくしのしごと市」などを実施しました。【再掲】

⑤ 居住の場の確保・充実

- ◆ 重度障害者に対応した施設を整備する場合の、グループホーム整備費補助の上限額を改定しました。
- ◆ 令和6年度から令和7年度にかけて、2法人に対してグループホーム整備費の補助を行い、開設を支援しました。そのうち1件は、重度の知的障がい者を対象としています。
- ◆ 障がい者グループホーム連絡会を開催するほか、世話人向けに研修会を実施しました。
- ◆ 障がい者などの住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、「居住支援協議会」を開催しています。協議会で意見交換を行い、令和6年度に家主・不動産事業者向けガイドブックを発行し、令和7年度に居住支援の啓発ポスターを作成しました。
- ◆ 住宅確保要配慮者への支援として居住支援セミナー、お部屋探し相談会などを行いました。
- ◆ 国や東京都からの居住支援施策の情報について関係団体と共有を行い、連携体制について確認しました。

⑥ 地域生活移行支援の充実

- ◆ アウトリーチ支援事業として、家庭訪問や医療機関への受診同行など、対面での相談支援を実施しています。18歳未満の対象者に対しては、病院などの関係機関と連携し、事業内容を説明した上で、事業の利用希望について当事者および保護者に確認を行いました。事業利用には至らないケースに関しても、対象者が必要な支援を受けられるよう、継続的な支援を実施しています。

- ◆ 措置入院患者が退院後に、地域で暮らし続けられるよう各地域福祉課に精神保健福祉士を配置し、地区担当保健師と連携しながら多職種による支援を行っています。令和8年度からは病院からの連絡がない場合でも、担当課が積極的に病院と連携を図り、地域への移行支援や適切な支援先につながるよう働きかけました。
- ◆ 精神障害者地域生活安定化事業として、事業者に対し補助金の交付を行っています。地域福祉課こころの健康相談担当が事業者(コーディネーター)と連携し、退院した後、地域で安心して暮らしていくために必要な支援を行いました。
- ◆ 令和6年4月1日から、精神保健福祉に関する相談窓口を、地域健康課から地域福祉課に変更しました。

⑦ 就労支援の充実

- ◆ 障がい者就労支援センターを中核として、「障がい者就労促進担当者会議」、「移行支援事業所連絡会」、「職場体験実習実行委員会及び関連会議」を定期的を開催し、ネットワーク事業を実施しています。また、令和7年10月から障がい者総合サポートセンターで就労選択支援事業を開始しました。就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用し、当事者の希望、就労能力、適性等にあった意思決定を支援しています。
- ◆ 「おおむすび[※]連絡会」を開催し、共同受注やワークショップの実施について協議しました。また、区ホームページや区設掲示板などを活用し、「おおむすび[※]」のPRを強化するとともに、新たなイベント販売場所や常設販売場所の開拓に取り組みました。さらに、施設利用者のアート作品に着目し、従来の絵画展に加え、アートプロジェクト展を開催しました。
- ◆ 障がいのある方を区の会計年度任用職員(オフィス・サポーター)として雇用し、多様な働き方を提供しています。
- ◆ 令和8年度から、重度の障がいがある方への就労支援として、重度障害者等就労支援特別事業を開始しました。

⑧ 余暇活動の充実

- ◆ 余暇活動支援としての余暇プログラムや知的障がいのある青年を対象とした「若草青年学級」等を実施しました。
- ◆ リズム体操、吹き矢、輪投げ、カーリング等様々な種目を行う、障がい者スポーツ教室を開催し、参加者同士の交流を促進するとともに、運動機能の向上を目指しました。
- ◆ 障がい者スポーツの理解と普及を目的に、「障がい者スポーツ指導者養成講習会」を実施しました。障がいがある方々に対する適切な指導方法について講習し、安全で楽しいスポーツ環境の整備に取り組みました。
- ◆ 東京2025デフリンピックが開催され、大田区はバスケットボールとビーチバレーボールの会場となりました。大会の機運醸成のため、デフスポーツ体験会などを実施しました。

⑨ 保健・医療支援体制の充実

- ◆ 「精神保健福祉地域支援推進会議」では、長期入院者の退院支援をテーマに検討を進めました。令和6年度には区内の精神科病院と連携して長期入院者の実態調査を実施し、令和7年度には調査対象を区外の精神科病院へ拡大してアンケート調査を行いました。令和8年度にはこれらの調査結果を基に病院への訪問調査を実施し、長期入院者の現状を把握するとともに、地域課題を抽出し、課題解決に向けた検討を進めています。
- ◆ 支援者を対象に「地域移行支援・地域定着支援研修」を実施しました。また、ピアサポートの理解促進およびピアサポーターの育成を目的に「精神障がい ピアサポート講座」を開催しました。
- ◆ 令和6年4月1日から、精神保健福祉に関する相談窓口を、地域健康課から地域福祉課に変更しました。【再掲】
- ◆ 「難病対策地域協議会」では、令和6年度に在宅難病患者訪問診療事業の活用を検討しました。令和7年度からは在宅人工呼吸器使用者の災害対策について具体的な検討を進めており、令和8年度には、在宅人工呼吸器使用者の風水害時の避難や備えについて、「在宅人工呼吸器使用者を対象とした災害時個別支援計画」を踏まえながら、生活の実情に即した支援を協議しました。
- ◆ 医療的ケアの必要な方の支援を充実させるため、各分野の支援機関の連携、情報交換、連絡等を行う場として、「医療的ケア児・者支援関係機関会議」を開催しています。また、医療的ケア児等コーディネーター6名を委員とした専門部会を開催し、医療的ケアが必要な方のためのガイドブックの作成に向けて、検討を行いました。
- ◆ 令和8年2月に「医療的ケアが必要なお子さんと家族のためのガイドブック～大田区版～」を発行しました。
- ◆ 令和8年度から、医療的ケア児等コーディネーターを配置している民間事業所等が行う、サービス等利用計画策定前の業務に対し、補助金の交付を開始しました。

⑩ 保育の充実

- ◆ こどもたちの望ましい発達を促すために、医師・心理士による保育園等への巡回相談を実施しています。
- ◆ 医療的ケア児を受入れる保育園を令和6年度に2園、令和8年度に1園拡充しました。また、保育園で実施する医療的ケアに、現状の5ケア(たん吸引、経管栄養、導尿、酸素管理、血糖値測定及び薬剤投与)に加えて「その他区長が実施を認めた医療的ケア」を追加しました。
- ◆ 学童保育室では、受入れを行う医療的ケアの多様化に対応するため、職員向け研修の実施など受入体制の整備を進めています。また、心理職員による巡回相談、職員向けの支援力向上研修を実施しています。

⑪ 教育の充実

- ◆ 保護者を対象とした電話相談や、対象児とその保護者が来室し、対象児の様子を観察しながら行う来室相談を行っています。要請のあった区内私立幼稚園に訪問し、対象児の観察を行い、当該園からの相談を受ける訪問相談を行っています。
- ◆ 教育センターに教育相談員(教職・心理職・スクールソーシャルワーカー)、区立小・中学校にスクールカウンセラーを配置しています。こどもが置かれている環境や、障がいの特性や状況に応じた細やかな相談を実施し、専門家や関係機関と連携しながら自立への支援や特性に応じた教育環境への就学につなげるよう取り組みました。
- ◆ 令和6年度に大森東小学校、令和7年度に嶺町小学校および蒲田中学校、令和8年度に道塚小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を新設しました。また、松仙小学校への知的障害特別支援学級の新設に向け、準備を進めました。
- ◆ 令和7年3月に「学校等における医療的ケアガイドライン」を作成し、医療的ケアに関する支援体制を明確化しました。
- ◆ ICT教育ソフトを全校に導入し、児童・生徒一人ひとりの障がいの状態に応じた最適な個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成を図るとともに、計画と連動した指導・支援につなげる取組を行いました。
- ◆ 小学校に設置している特別支援教室(サポートルーム)について、令和9年度から4月の入学(就学)時に利用を開始できるよう、就学前機関(保育園等)と連携し相談・受入れ体制を検討しています。

⑫ 発達障がい者支援の充実

- ◆ 乳幼児健康診査や保護者からの相談を通じて、経過観察や心理相談、発達健康診査につなげました。必要に応じて、わかばの家や民間の療育機関、医療機関などの案内も行いました。
- ◆ 関係機関との連携強化のため、「児童発達支援地域ネットワーク会議」を実施しています。
- ◆ 庁内検討の場として発達障がい施策に関する検討会を開催するとともに、関係機関との連絡会を実施しています。
- ◆ 障害児通所支援事業所を利用する児童の保護者を対象とした計画作成支援事業を実施しました。
- ◆ 関連施設の職員や区民を対象に、発達障がいへの理解を深めるための講演会を開催するとともに、保育園などを訪問してこどもの発達や行動に関する相談に対応する巡回訪問支援を実施しました。
- ◆ 発達障がいのある児童の保護者に向けたペアレント・トレーニングを実施しています。

⑬ 高次脳機能障がい※者支援の充実

- ◆ 高次脳機能障がい※者支援員※を障がい者総合サポートセンターに配置しています。
- ◆ 関係機関との連携強化のため、東京都の区市町村高次脳機能障害※者支援促進事業と連携し、「大田区高次脳機能障害※者支援者連絡会」などを開催しています。
- ◆ 「区南部圏域高次脳機能障害者支援普及事業」として、圏域連絡会に参加し、症例検討会で症例を発表しました。
- ◆ 高次脳機能障がい支援ネットワーク基盤づくりに向けた周知・啓発活動として、区報やポスター掲示のほか、区内医療機関等の訪問を実施しました。
- ◆ 高次脳機能障がい※の理解を促進するため、区民や支援者向けの研修や出前講座を実施しています。

(2) 基本目標2「互いを理解し つながり 支えあうまち」

① 相談支援体制の充実・強化

- ◆ 障がい者総合サポートセンターが基幹相談支援センターとして、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な助言・指導や人材育成の支援を行い、相談支援体制の強化に取り組んでいます。また、相談支援事業所の連絡会を定期的に開催し、事業者間の連携強化に努めました。
- ◆ 単独の支援機関では対応が困難な複雑化・複合化した事例に対し、関係機関との円滑な連携を図り、チームとしての支援体制を構築するとともに、支援の方向性や役割分担を明確にするため、「重層的支援会議」を開催しています。
- ◆ 8050問題※に直面している当事者や家族の意向を聞き取り、現状と課題を関係機関で共有することに努めています。また、様々な分野の機関と連携強化を図り、当事者の安心・安全な生活基盤づくりに取り組んでいます。
- ◆ ピアサポートの理解促進およびピアサポーターの育成を目的として、精神障がいピアサポート講座を開催しました。【再掲】 また、身体・知的・精神障害者相談員研修を開催しています。研修には、区職員も参加し、相談員との交流を図っています。

② 地域ネットワークの充実

- ◆ 障がい者総合サポートセンターが基幹相談支援センターとして、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な助言・指導や人材育成の支援を行い、相談支援体制の強化に取り組んでいます。また、相談支援事業所の連絡会を定期的に開催し、事業者間の連携強化に努めました。【再掲】
- ◆ 地域の関係機関とのネットワーク構築のため、相談・就労・居住等の様々なネットワーク会議を開催しました。
- ◆ 「自立支援協議会※」は、本会のほかに、3つの専門部会(相談支援部会、地域生活部会、防災・あんしん部会)を設けており、地域の障がい福祉の課題について、具体的なテーマに基づき検討を行っています。

③ 障がい者を理由とする差別の解消の推進

- ◆ 「障がい者差別解消支援地域協議会」を開催しています。区への相談事例を紹介し、様々な場面での合理的配慮について意見交換等を行いました。
- ◆ 障がい者差別に関するご相談を、障害福祉課、各地域福祉課、障がい者総合サポートセンターで受け付けました。
- ◆ 障害者差別解消法パンフレット(児童向け版)及び手話言語クリアファイルを、区内小学4年生を中心に配布し、各学校での「総合的な学習の時間における障がい理解のための授業」などで活用いただきました。
- ◆ 障がい者差別解消法に関する周知用動画を YouTube(大田区公式チャンネル)で配信しました。また、大田区公式 X で、改正障害者差別解消法の施行について周知しました。
- ◆ 障害者週間(12月3日から9日)に合わせて、本庁舎と各地域庁舎に、周知用懸垂幕を掲出しました。
- ◆ 障がいへの理解促進をテーマに、東京工科大学のデザイン学部の学生たちと課題解決に向けて連携授業等を行い、学生たちからは、広く周知啓発するための取組みや PR キャラクター作成の提案がありました。
- ◆ 区内小中学校を対象に、区内障がい者関係団体が主体となり、障がい理解学習の支援を実施しています。また、「心のバリアフリー※ハンドブック」の配布による普及啓発活動を実施しています。

④ 意思疎通支援・情報保障の促進

- ◆ 職員による簡単な手話の紹介動画を SNS で配信しています。
- ◆ 9月23日の「手話言語の国際デー」に合わせ、イメージカラーである青色で区内各施設のライトアップを行いました。本庁舎及び障がい者総合サポートセンターでは、ライトアップに加え、スクリーンで区長からのメッセージや、手話サークルによる手話歌などを放映しました。また、令和7年度には、デフリンピックの開催にあわせ、大会のイメージカラーである桜色のライトアップを一部施設であわせて行いました。
- ◆ 区主催のイベントや講演会等に、担当課の依頼に応じて手話通訳等の派遣を行っています。また、手話講習会(初級、中級、上級)や中途失聴・難聴者向け手話講習会(初級、中級)を実施しています。
- ◆ 令和6年度から、音訳・点訳者養成講座を実施しています。
- ◆ 令和7年度から、失語症者の自立又は社会参加を促進する団体の活動に対し、意思疎通支援者を派遣する、失語症者向け意思疎通支援者派遣事業を開始しました。
- ◆ 令和7年度に、聴覚や発話に障がいのある方が、スマートフォン等のビデオ通話を通じて手話通訳オペレーターを介し、問い合わせができる仕組みである「手話リンク」を本庁舎に試行導入しました。令和8年度からは、各地域庁舎及び、障がい者総合サポートセンターへ本サービスを拡充し、さらなる利便性向上を図りました。

- ◆ 令和8年度から、視覚障がいにより読み書きが困難な方に対して、自宅等において日常生活上の必要な情報の入手や書類作成等の支援を行う「視覚障害者代筆・代読支援事業」を開始しました。

⑤ 地域との交流の充実

- ◆ 「おおた みんなのつどいプロジェクト」として、差別の禁止や地域社会における共生等、障がいについての区民の関心と理解を深めるため、障がい理解を取り入れた地域活動の表彰事業、障がい者施設の施設まつり等での障がい理解啓発活動、障害者週間での総括イベントを行いました。
- ◆ 区内の障がい者施設では施設まつりを開催し、各地域の特色を生かしながら障がいのある人もない人も互いに交流を深めることで、障がい理解の促進に取り組んでいます。
- ◆ 障がい者施設での活動の様子を写真パネル等によって紹介し、広く区民に対し理解促進を図るため、区内複数会場を巡回するパネル展を実施しました。
- ◆ 障がい者に対する理解を深めるきっかけとするため、障がい者が創作した作品を展示する文化展を実施しました。

(3) 基本目標3「尊厳や権利が守られ 安全安心に 生活できるまち」

① 災害時相互支援体制の整備

- ◆ 区が優先的に作成する個別避難計画について、サービス事業所等とも連携し、作成を進めました。
- ◆ 避難行動要支援者名簿の活用がさらに進むよう、手帳交付時などの機会に避難行動要支援者名簿について周知・説明を行い、必要に応じて任意登録の働きかけを行いました。
- ◆ 要配慮者※向けの事業として、感震ブレーカーと家具転倒防止器具の支給・取り付けを行っています。このうち、感震ブレーカーの申請書には、避難行動要支援者名簿の情報提供同意書を同封しており、登録勧奨の強化につなげています。
- ◆ 在宅で人工呼吸器を使用されている方を対象に、災害時個別支援計画を作成しています。
- ◆ 令和7年度に「福祉避難所ボランティア登録制度」を策定しました。
- ◆ 災害時に要配慮者の支援を行うため、「大田区災害時福祉支援チーム(OWAT(オーワット))」を設置し、震災時を想定した参集訓練を実施しています。
- ◆ マイ・タイムライン講習会や、おおた防災セミナー、防災講話などを通じて自助や共助の重要性について普及啓発を行っています。
- ◆ R7年度には、総合防災訓練の一環として糀谷地区自治会連合会と協力して要配慮者の受入訓練を実施しました。

② 福祉避難所※等の体制整備

- ◆ 災害備品の確認や、福祉避難所マニュアルを検証しながら開設訓練や運営訓練を実施しています。
- ◆ 福祉避難所では、必要に応じて備蓄品の追加購入や入れ替え、電気工事などを実施しました。また、円滑な運営ができるよう、想定訓練を実施して受入れ体制の強化を図るとともに、小中学校合同の防災訓練や学校防災活動拠点訓練を通じて、地域住民との連携体制の構築に努めました。
- ◆ R7年度には、総合防災訓練の一環として糀谷地区自治会連合会と協力して要配慮者の受入訓練を実施しました。【再掲】

③ 防犯対策の充実

- ◆ 関係部署で連携し、「詐欺被害撲滅のつどい」や障がい者が被害に遭いやすい消費者トラブルと、その対処法についての講座などを開催しています。また、障がい者福祉施設等からの依頼に基づき、「契約とは何か」、「最近の消費者トラブル事例」を学んでもらう講座を開催しました。
- ◆ 特殊詐欺※被害防止のための啓発チラシをイベント等の機会に配布しています。
- ◆ 警察からの情報をもとに、区民安全・安心メールを通じて、電話を使用した詐欺であるアポ電※の入電状況等を配信し、注意喚起をしています。

④ 障がい者虐待防止等の推進

- ◆ 障がい者虐待・権利侵害の未然防止、早期発見、早期対応のため、事業所向け虐待防止法研修(施設管理者向け、従事者向け)を実施し、障がい者虐待防止パンフレットを配布しています。
- ◆ 障がい者虐待の受付時だけでなく、通常の相談業務や窓口対応、家庭訪問の際にも、虐待防止の観点を踏まえながら、当事者やご家族の状況を適切に把握し、虐待の防止および早期発見に取り組んでいます。
- ◆ 障害者虐待防止センター※において、関係機関等と連携し、虐待通報への対応を行っています。
- ◆ 相談を受ける職員が適切な対応を行えるよう、庁内向けに「障害者虐待防止・対応研修」を実施しています。
- ◆ こどもへの虐待の未然防止から専門的支援までを切れ目なく実施するため、東京都と連携して、児童相談所機能を備えた「大田区こども未来総合センター」を令和8年8月に開設しました。

⑤ 成年後見制度※等権利擁護支援の充実

- ◆ おおた成年後見センター(大田区社会福祉協議会※)と連携して、「成年後見制度※利用促進中核機関」を設置しています。また支援関係者が対応に悩む事例等に対して、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職を交え多角的な視点で支援方針を検討する「権利擁護支援検討会議」を開催しています。
- ◆ 成年後見制度等の利用を促進することを目的に「成年後見制度等利用促進協議会」を設置し、開催しています。令和6年度からは部会(地域連携ネットワーク強化部会、金銭管理勉強会)を設置し、テーマに応じた検討を開始しました。
- ◆ 老いじたくへの支援として、「親なきあと講演会」を実施しました。

⑥ ユニバーサルデザイン※のまちづくりの推進

- ◆ ユニバーサルデザイン※のまちづくりに関心のある区民に、「おおたユニバーサルデザイン※のまちづくりパートナー(UD※パートナー)」として登録していただき、道路・公園・建物・窓口サービスなどの点検活動を行っています。また、点検の際に出た意見は「おおたユニバーサルデザインのまちづくりパートナー会議」にて共有し、工事設計へ反映させるほか、道路・公園等の整備に活かしています。
- ◆ 移動における利便性の向上を図るため、民間施設を含めた幅広いバリアフリー情報を集約でき、目的地までの経路検索も可能な「ユニバーサル地図／ナビ」の試験導入を開始しました。
- ◆ 区内小中学校を対象に、区内障がい者関係団体が主体となり、障がい理解学習の支援を実施しています。また、「心のバリアフリー※ハンドブック」の配布による普及啓発活動を実施しています。【再掲】
- ◆ 令和6年度は、「大田区移動等円滑化促進方針 おおた街なか“すいすい”方針」(令和元年度策定)の計画期間後半に向けて、移動等円滑化促進地区の選定やバリアフリー化の方針の見直し等、中間まとめを行いました。
- ◆ 令和7年度は、「大田区バリアフリー基本構想 おおた街なか“すいすい”プラン」(令和4年度改定)の見直しに向けて区民参加による街なかのバリアを調査する、「まち歩き点検」を実施しました。また、令和8年度は、計画期間後半に向けて、重点整備地区の追加指定等、基本構想見直しの検討を行いました。

3 実態調査等に基づく障がい施策の課題

(1) 障がい施策の課題抽出方法

本計画の策定に当たって、以下①～④から区における障がい施策の課題を抽出した上で、大田区障がい施策推進会議の意見等を踏まえて、本計画で取り組むべき施策課題を設定しました。

① 令和7年度大田区障がい者実態調査(以下「実態調査」という。)^{注2}

障がい者及び障害福祉サービス等の提供事業者を対象として、生活状況やサービスの利用状況等を把握するためにアンケート調査を実施しました。また、主に発達障がい児に携わる団体(9団体)を対象として、障害児が抱えている困りごと等についてより詳しい現状を把握するために対面によるヒアリング調査(以下「ヒアリング」という。)を実施しました。

② 前計画の評価・検証

前計画に基づいて実施した事業や取組の進捗状況の確認と検証を行いました。

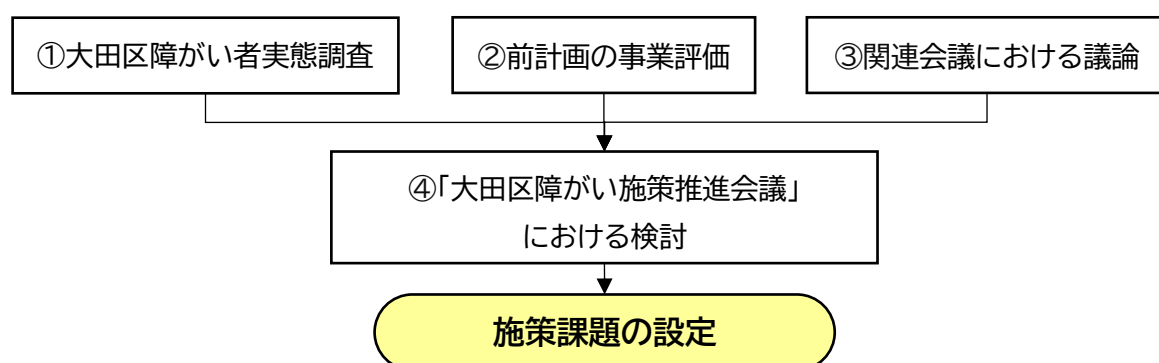
③ 障がい施策に関連する大田区の会議

大田区では、障がい施策に関連する会議として、後述する「大田区障がい施策推進会議」のほか、「大田区自立支援協議会[※]」や「大田区精神保健福祉地域支援推進会議」、「大田区医療的ケア[※]児・者支援関係機関会議」等があります。これら会議で提起された施策課題も確認しました。

④ 大田区障がい施策推進会議における検討

学識経験者、福祉、保健・医療、教育、地域、雇用の各分野の関係団体の代表者、公募区民で構成される「大田区障がい施策推進会議(以下「推進会議」という。)」において、実態調査や事業評価、施策課題について検討を行いました。

図表 2-20 課題抽出のフロー図



注3:実態調査結果の分析に当たっては、障がい種別ごとに回答傾向を分析しました。その際の障がい種別の略称は、実態調査に従い、[身体]は身体障がい者、[知的]は知的障がい者、[精神]は精神障がい者、[難病]は難病患者、[発達]は発達障がい者、[高次]は高次脳機能障がい[※]者としています。

(2) 大田区障がい施策の課題

1-1 相談支援体制の充実・強化

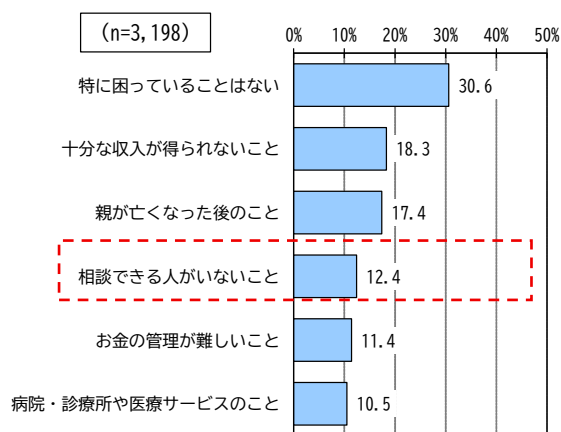
課 題

身近な相談先の整備や専門性の向上、家族を含めた相談支援体制の充実が求められています。

- ◆ 「日常生活での困りごと・相談したいこと」の設問に対して一定数が「相談相手がない」と回答しており、相談先の不在が課題としてみられます。
- ◆ 日常生活の困りごとを相談しやすくするために必要なこととしては、身近な場所での相談対応や分かりやすい情報提供、障がい特性への理解、専門的助言ができる人材の配置などが求められています。
- ◆ 「相談支援や情報提供の充実」は当事者の施策ニーズとしても上位に位置しており、家族に対しても医療・福祉専門職への相談支援や経済的支援に関する情報提供、親なき後の相談支援などが求められています。
- ◆ こうした状況から、身近で分かりやすく、専門性を備えた相談支援体制の整備と、家族を含めた相談支援機能の充実が求められています。

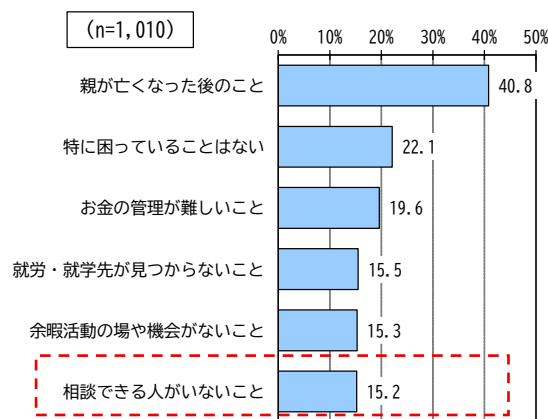
日常生活での困りごと、相談したいこと

<18 歳以上>



※上位6項目を抜粋して掲載

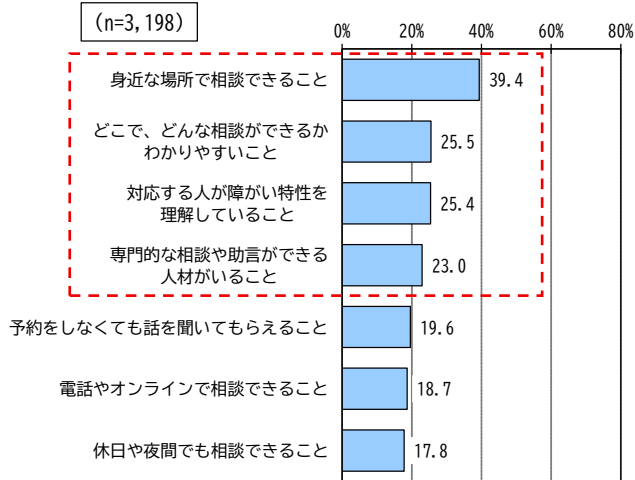
<18 歳未満>



※上位6項目を抜粋して掲載

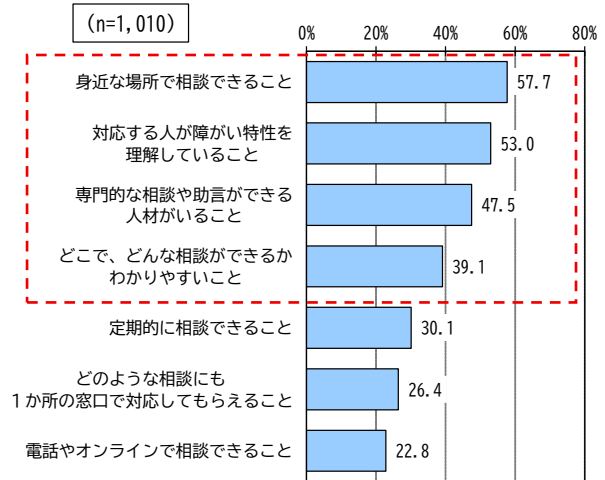
日常生活での困りごとを相談しやすくするために必要なこと

<18 歳以上>



※上位7項目を抜粋して掲載

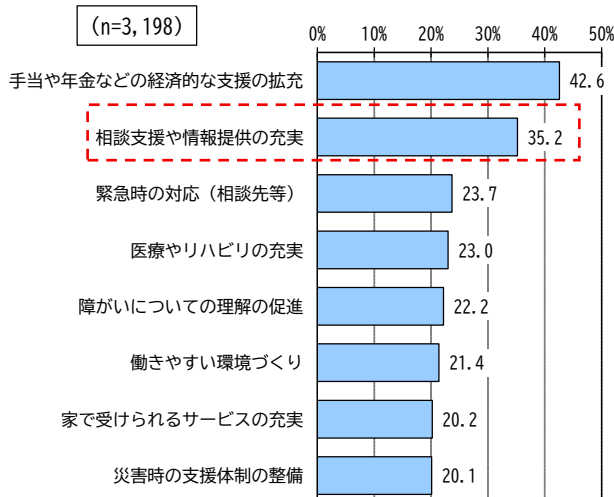
<18 歳未満>



※上位7項目を抜粋して掲載

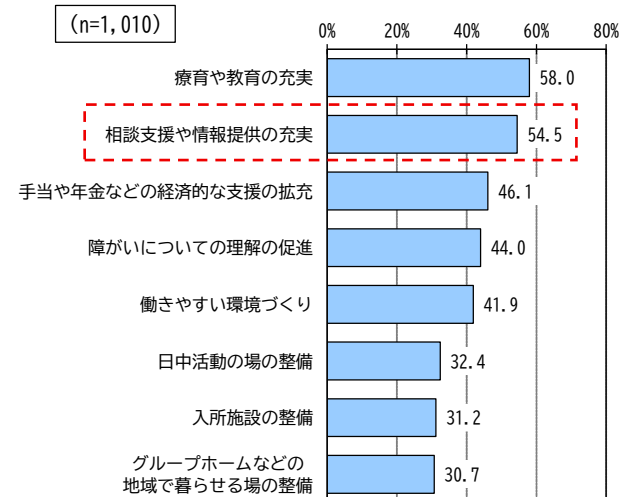
今後充実を希望する障がい施策

<18 歳以上>



※上位8項目を抜粋して掲載

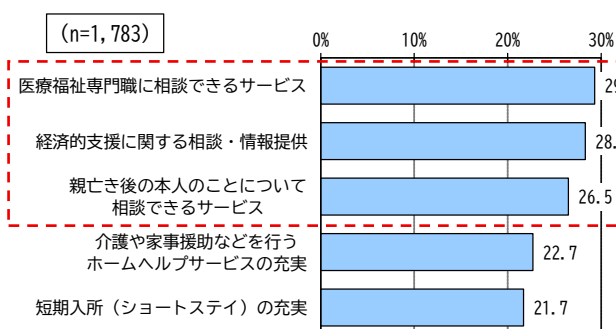
<18 歳未満>



※上位8項目を抜粋して掲載

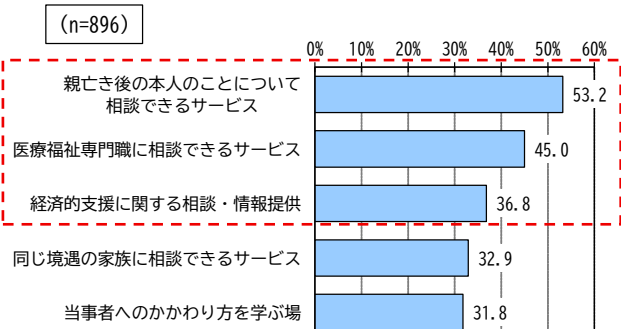
充実を希望する家族に対する支援

<18 歳以上>



※上位5項目を抜粋して掲載

<18 歳未満>



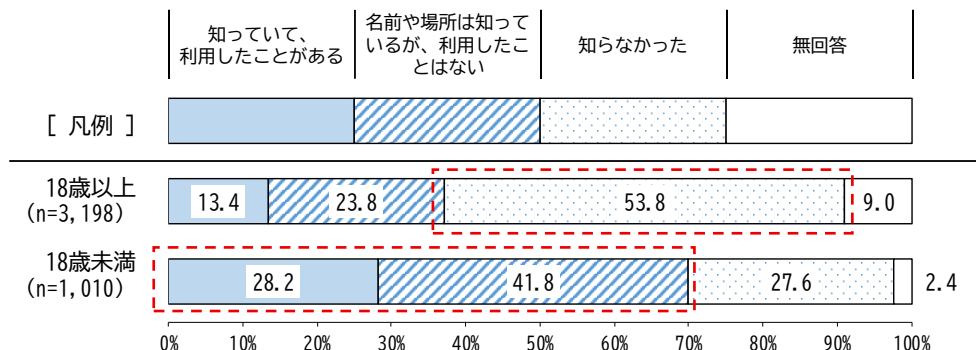
※上位5項目を抜粋して掲載

課 題

障がい者総合サポートセンターに対して、多様なニーズに対応した機能充実と、事業者間ネットワークの拠点として各ネットワーク間の連携強化を図ることが求められています。

- ◆ 障がい者総合サポートセンターの認知度については、18 歳未満では約 7 割が認知している一方、18 歳以上では半数以上が「知らなかった」と回答しており、年齢層によって認知状況に差がみられます。
- ◆ 利用意向についても、18 歳未満では専門職への相談や就労支援へのニーズが高い一方、18 歳以上では利用意向が低い傾向があります。障がい種別ごとにみると精神障がいや発達障がいでは相談や就労支援へのニーズが比較的高く、障がい特性や年齢によって差がみられます。
- ◆ 事業所における連携状況では、障がい者総合サポートセンターとの連携経験がある事業所は半数を超えるものの減少傾向にあり、連携に至っていない事業所も一定数見られます。連携における課題として、業務内容の理解不足や交流機会の不足が挙げられており、連携のきっかけづくりが十分でない状況がうかがえます。
- ◆ こうした状況から、障がい者総合サポートセンターの認知度向上とともに、利用促進に向けた周知強化及び関係機関との連携体制の強化が求められています。

「障がい者総合サポートセンター さぽーとぴあ」の認知度

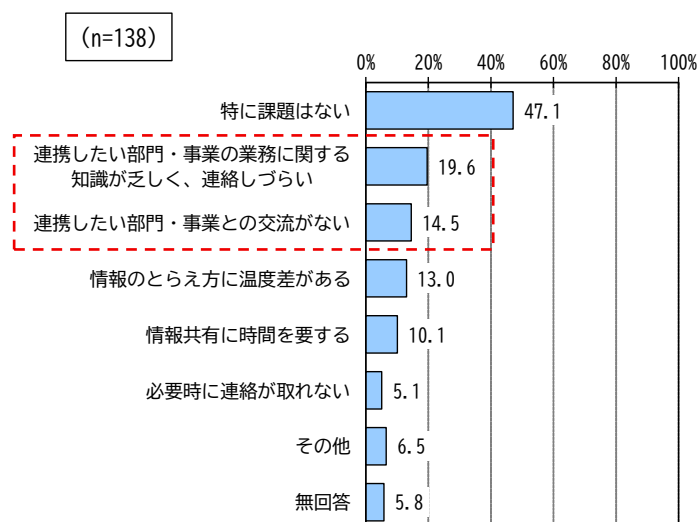


「障がい者総合サポートセンター さぽーとぴあ」の利用意向（障がい種別）

単位：％

回答者数(人)		専門的な職員に 相談したい	就労（働くこと）の 支援を受けたい	短期入所を使いたい	自立訓練に通いたい	自分が興味のある内容 の講座等に参加したい	障がい者スポーツを 体験したい	本や雑誌を読んだり、 情報を得たい	ボランティアや団体の 活動に参加したい	カフェの販売品に 興味がある	特に使いたいと 思わない	無回答
18歳以上	全体(n=3,198)	17.3	10.4	4.9	4.0	13.6	5.4	9.0	3.9	6.7	41.1	16.7
	障がい種別											
	身体(n=1,722)	12.5	5.1	4.1	2.9	13.1	5.1	8.2	3.0	4.6	43.1	21.0
	知的(n=588)	21.1	13.9	16.7	5.4	11.6	13.3	5.8	4.1	9.0	30.4	13.8
	精神(n=760)	29.1	21.4	3.9	7.5	17.2	5.0	12.8	5.3	10.0	34.2	9.1
	難病(n=730)	14.9	7.8	2.5	3.7	13.8	3.2	7.9	4.8	5.9	47.5	15.9
	発達(n=221)	37.6	25.8	10.0	8.6	22.2	11.3	10.4	3.2	13.1	28.5	4.1
	高次(n=87)	21.8	16.1	4.6	8.0	13.8	6.9	3.4	4.6	4.6	31.0	20.7
18歳未満	全体(n=1,010)	44.5	33.0	16.9	21.1	20.9	18.0	9.3	6.4	9.7	19.6	7.3
	障がい種別											
	身体(n=182)	40.7	21.4	28.0	17.6	18.1	23.1	8.2	7.7	8.8	15.4	10.4
	知的(n=550)	45.5	43.6	26.5	27.3	22.2	26.0	9.3	8.4	12.2	14.5	6.5
	精神(n=68)	45.6	39.7	14.7	23.5	25.0	13.2	13.2	8.8	16.2	23.5	7.4
	難病(n=3)	-	-	-	33.3	-	-	-	-	-	66.7	-
	発達(n=555)	47.4	33.2	15.9	22.3	22.0	16.0	9.5	5.8	9.5	19.8	7.0
	高次(n=9)	55.6	22.2	22.2	33.3	22.2	22.2	11.1	11.1	-	22.2	-

「障がい者総合サポートセンター さぽーとぴあ」と連携する際の課題（サービス提供事業所）



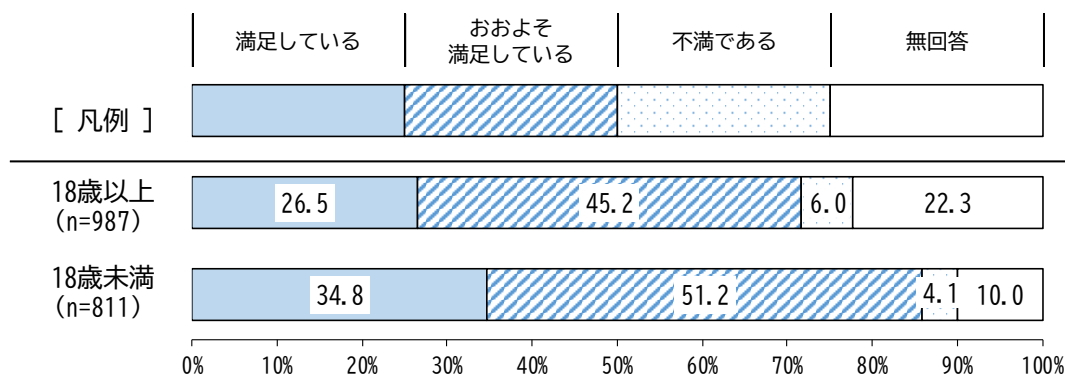
1-2 サービス提供体制の充実

課 題

身近な地域で必要な時に、適切なサービスが受けられるよう、質・量ともに充実したサービス提供体制づくりが求められています。

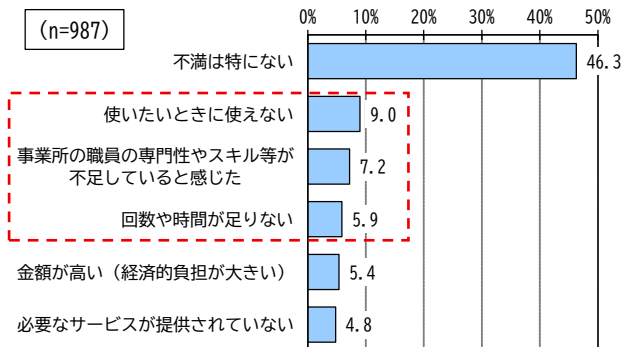
- ◆ サービス利用者の満足度は全体として高めです。一方で、サービスに対する不満として、「使いたいときに利用できない」「利用回数や時間が不足している」「職員の専門性や支援スキルに課題がある」が多く挙げられており、障がい種別やニーズに応じたサービス提供体制の充実が求められています。
- ◆ 事業所では「人材確保が困難」が最も大きな課題となっており、「事務作業量が多い」、「報酬単価が低い」、「責任者など中堅人材の確保・育成が困難」も課題となっています。サービス提供を断る理由として人材不足が突出して多く、ヒアリングにおいても「職員数が十分であればより良いサービスを提供できる」との回答があり、人材不足がサービス供給を制約する大きな要因のひとつとなっています。
- ◆ さらに、サービスの質の向上に向けた事業所の取組についても、研修実施の時間的余裕や人材の確保・定着が難しいことから十分に進められていない状況がみられます。
- ◆ 今後は、サービスの質・量の向上にむけ人材の確保・育成と定着支援を進めるとともに、安定的にサービスを提供できる体制の確保を図る必要があります。

現在利用しているサービスの満足度



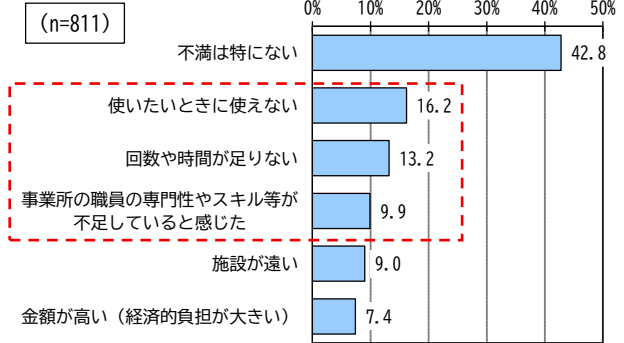
サービス利用にあたって不満に感じること

<18 歳以上>



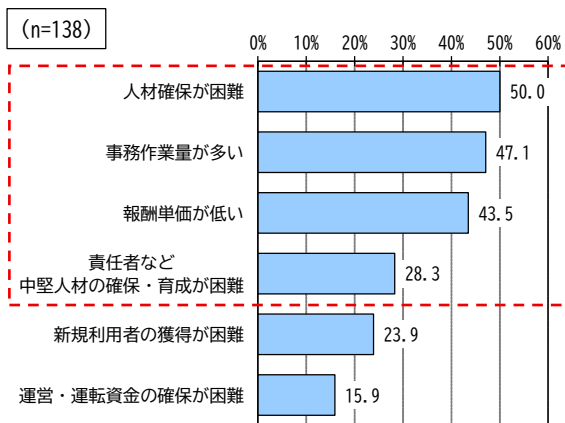
※上位6項目を抜粋して掲載

<18 歳未満>



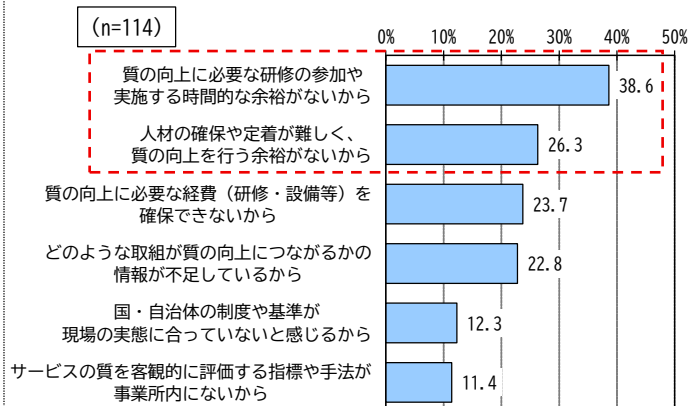
※上位6項目を抜粋して掲載

事業を運営する上での主な課題 (サービス提供事業所)



※上位6項目を抜粋して掲載

サービス向上の取組を実施できていない理由 (サービス提供事業所)



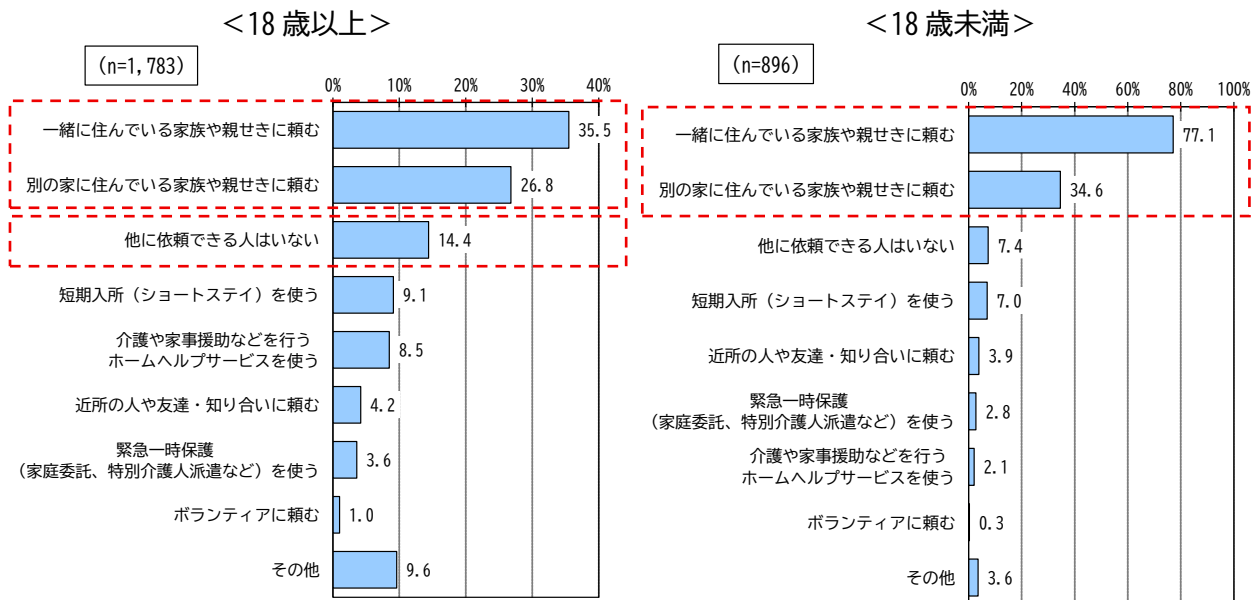
※上位6項目を抜粋して掲載

課題

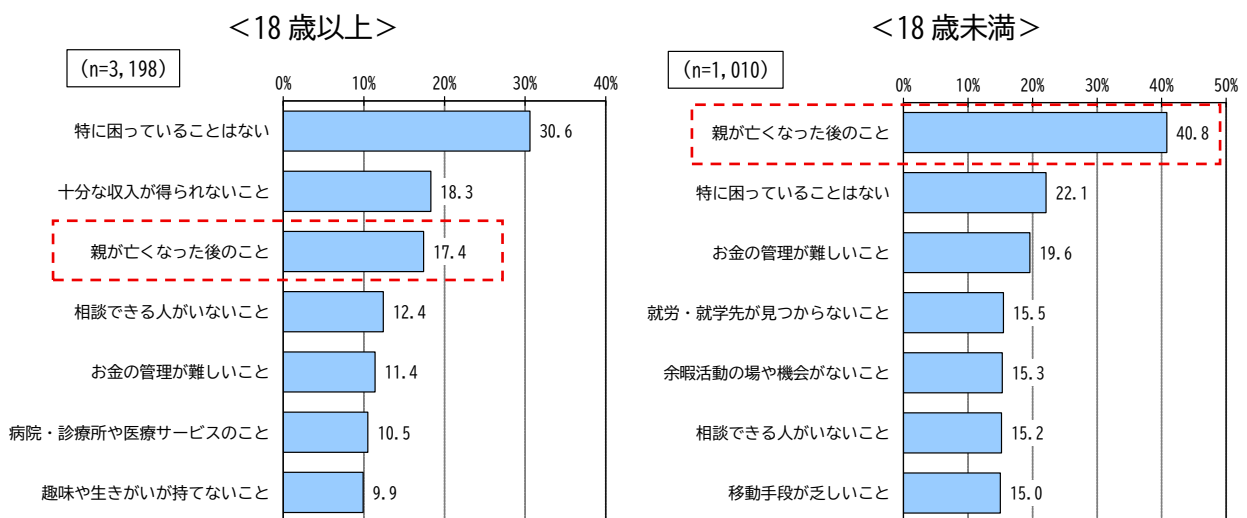
親なき後の不安があるなか、地域で安心して暮らし続けるために緊急時等の支援体制の整備が求められています。

- ◆ 主な介助者や支援者が不在となった場合の対応は、18 歳以上・未満ともに家族や親族に依存する傾向が強い一方で、18 歳以上では支援を依頼できる人がいない方も一定数みられます。
- ◆ また、日常生活における不安や相談したいこととして「親が亡くなった後のこと」が上位に挙げられており、特に知的障がい者や発達障がい者の方のニーズが高くなっています。
- ◆ 今後は、家族介護を前提とした支援から地域全体で支える体制づくりを進めるため、親なき後を見据えた相談支援や緊急時対応など、障がい者が地域で安心して暮らし続けられる支援体制の充実を図る必要があります。

主な介助者・支援者が不在時の対応



サービス利用にあたって不満に感じること



※上位7項目を抜粋して掲載

※上位7項目を抜粋して掲載

1-3 希望する暮らし方の実現

課 題

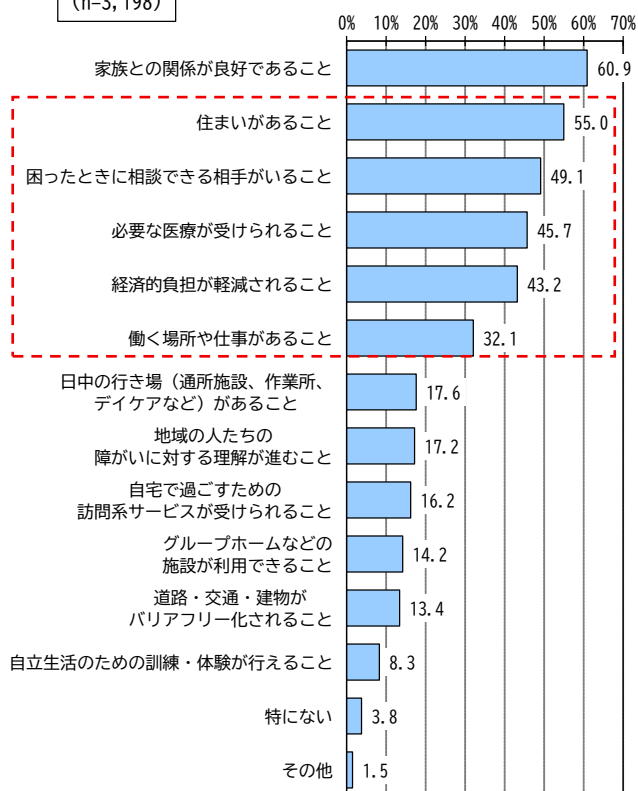
当事者が希望する暮らしの実現のため、多様な住まいの場の確保や自立した地域生活を支える多角的な取組の充実が求められています。

- ◆ 障がい者が希望する暮らし方や進路・生活設計は、障がい特性によって多様化しています。例えば住まいに関しては施設での生活や一人暮らしなど、ニーズに応じた支援が求められています。
- ◆ また、希望する暮らし方を実現するためには、相談できる相手や住まいの確保に加え、経済的支援や医療、就労機会の確保など、生活全般を支える環境整備も課題となっています。
- ◆ 特に、精神障がい者や発達障がい者は就労ニーズが高く、地域で自立した生活を送るための支援の充実が求められています。
- ◆ 今後は、障がい特性やライフステージに応じた多様な住まいの確保や相談支援の充実を図るとともに、医療、就労、経済的支援を含めた総合的な支援体制を整備し、一人ひとりが希望する暮らし方を実現できる環境づくりを進めていくことが課題となっています。

今後の進路や生活設計で望むこと

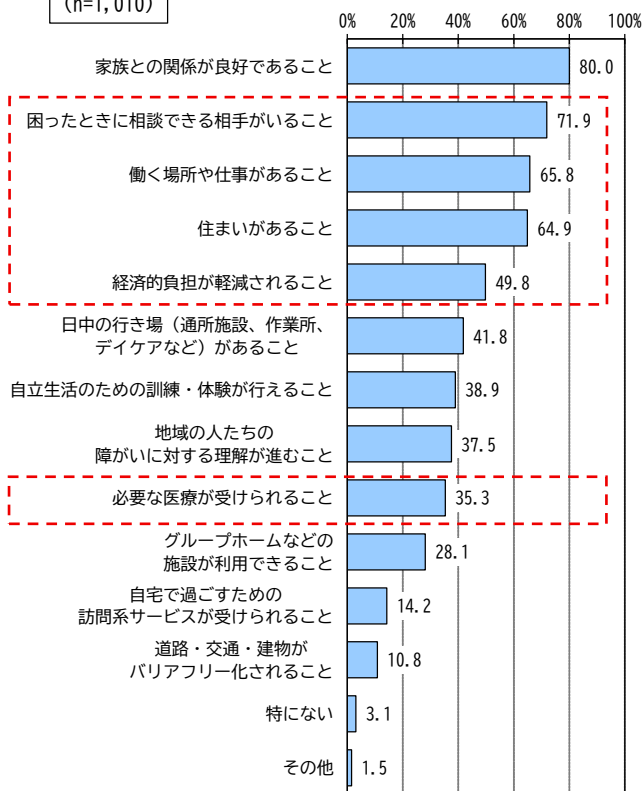
<18 歳以上>

(n=3,198)



<18 歳未満>

(n=1,010)



今後の進路や生活設計で望むこと（18歳以上の精神、発達）

単位：％

回答者数(人)	家族との関係が 良好であること	困ったときに相談 できる相手がいる こと	住まいがあること	グループホーム などの施設が 利用できること	働く場所や仕事 があること	自立生活のための 訓練・体験が行える こと	日中の行き場（通所 施設、作業所、デイ ケアなど）があること
全体(n=3,198)	60.9	49.1	55.0	14.2	32.1	8.3	17.6
精神 (n=760)	59.6	60.5	65.7	12.8	50.7	12.2	19.2
発達 (n=221)	65.6	64.3	66.5	25.8	57.9	13.6	29.4

	自宅で過ごすため の訪問系サービス が受けられること	経済的負担が 軽減されること	必要な医療が 受けられること	道路・交通・建物 がバリアフリー化 されること	地域の人たちの 障がいに対する 理解が進むこと	特 に ない	その他	無 回 答
全体	16.2	43.2	45.7	13.4	17.2	3.8	1.5	11.3
精神	12.9	54.2	50.3	8.7	23.8	2.5	3.0	7.2
発達	15.4	58.4	48.0	10.9	35.3	2.7	1.4	5.9

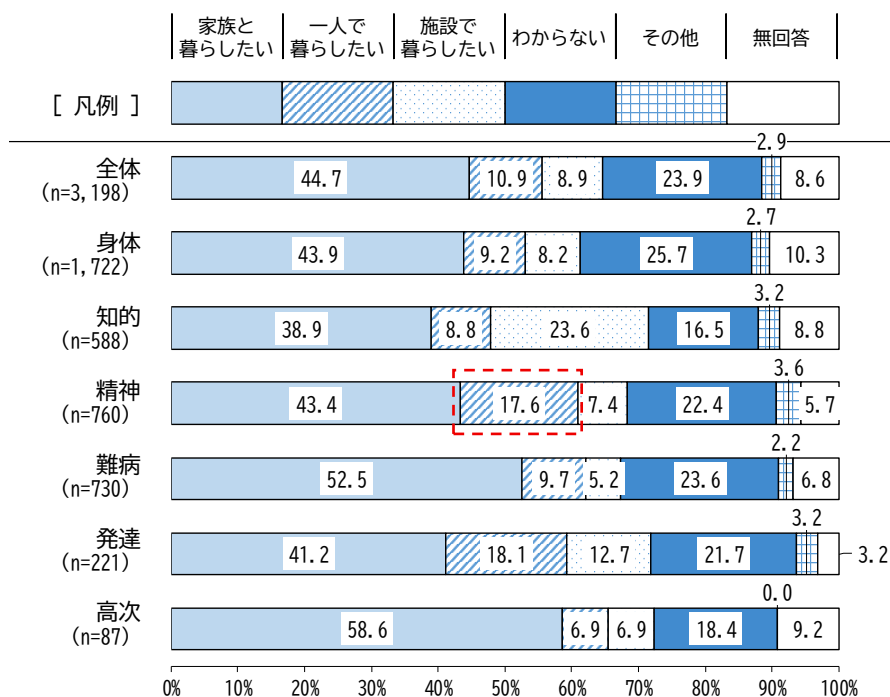
1-4 保健・医療・福祉支援体制の充実

課 題

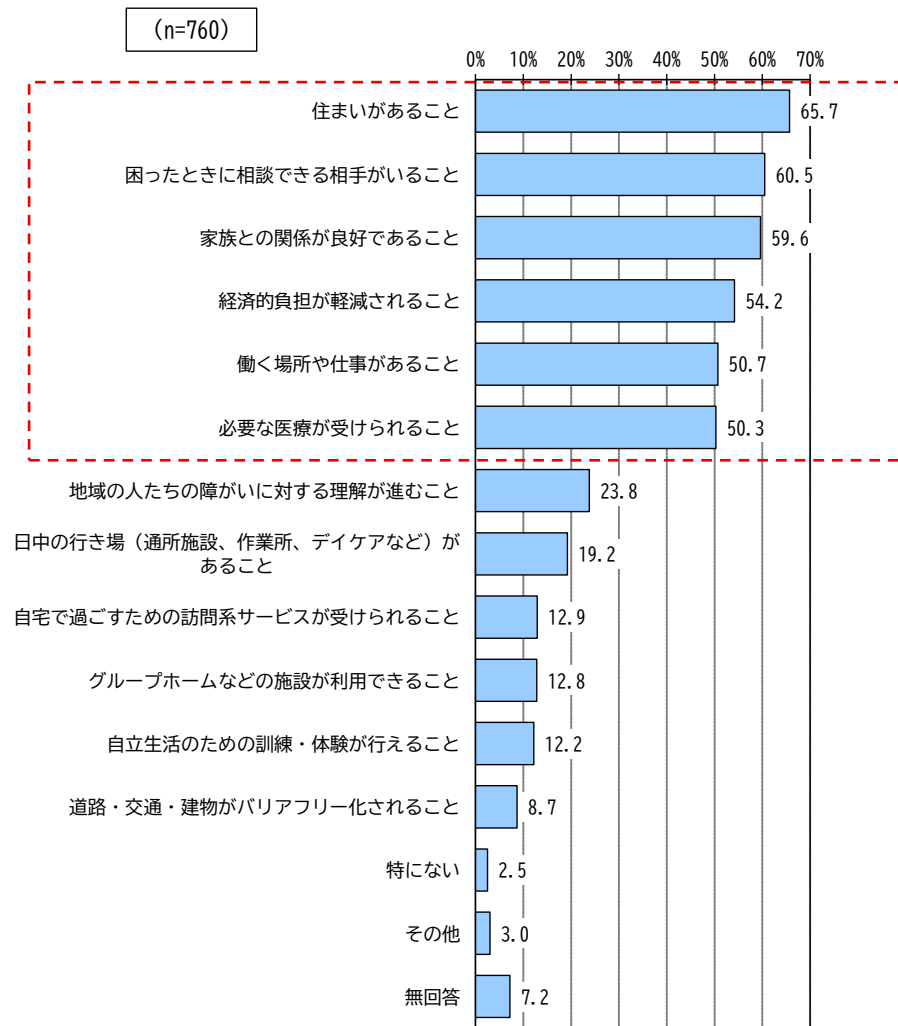
精神障がい者が地域で安心して暮らし続けられるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築が求められています。

- ◆ 18歳以上の当事者が希望する将来(10年後)の暮らし方として、[精神]の方においては、「一人で暮らしたい」が比較的多くなっています。
- ◆ 「精神」の方の、希望する暮らし方や進路・生活設計を実現する上で望むこととして、「住まいがあること」、「困ったときの相談先」、「必要な医療が受けられること」等が上位に挙がりました。
- ◆ 今後は、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、地域移行を希望する方への支援や地域継続を支える仕組みの推進等について、関係機関が連携し取り組んでいくことが求められます。

18歳以上の当事者が希望する将来(10年後)の暮らし方



希望する暮らし方や進路・生活設計を実現する上で望むこと（「精神」）

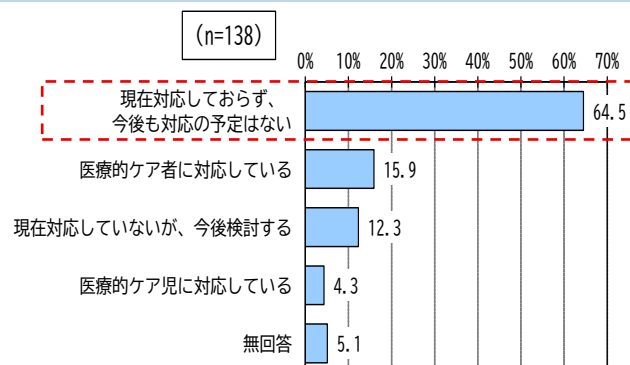


課 題

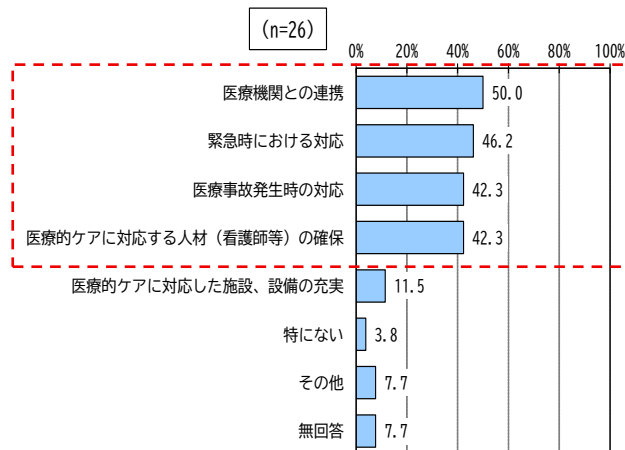
医療的ケア児・者への支援体制の充実や関係機関の連携強化が求められています。

- ◆ 18 歳以上全体で「障がいの重度化や病気が悪くなる」ことへの不安が多く見られます。特に難病の方でその傾向が顕著であり、重度化や病気の悪化への対応が求められています。
- ◆ サービス事業所の医療的ケアへの対応状況は、「今後も対応の予定はない」が 64.5%となっており、医療的ケアに対応できる事業所が不足しています。
- ◆ 医療的ケアを実施する事業所の課題については「医療機関との連携」「緊急時における対応」「医療事故発生時の対応」「医療的ケアに対応する人材（看護師等）の確保」の回答が上位になっています。
- ◆ 東京都医療的ケア児コーディネーター養成研修を受講した（または、受講予定の）職員が在籍している事業所は、1 割を下回っています。研修の受講に前向けでない理由としては、「適任な職員がいない」「経済的なインセンティブが少ない」の回答が上位となっています。
- ◆ 今後は、医療的ケア児コーディネーターなど医療的ケアが必要な方への支援体制の充実や、関係機関の連携強化に向けた取組が課題です。

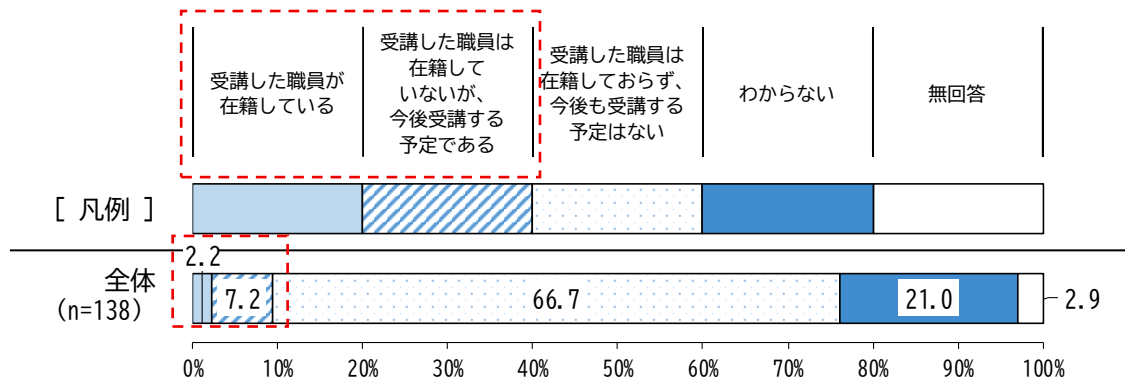
医療的ケアへの対応状況（サービス提供事業所）



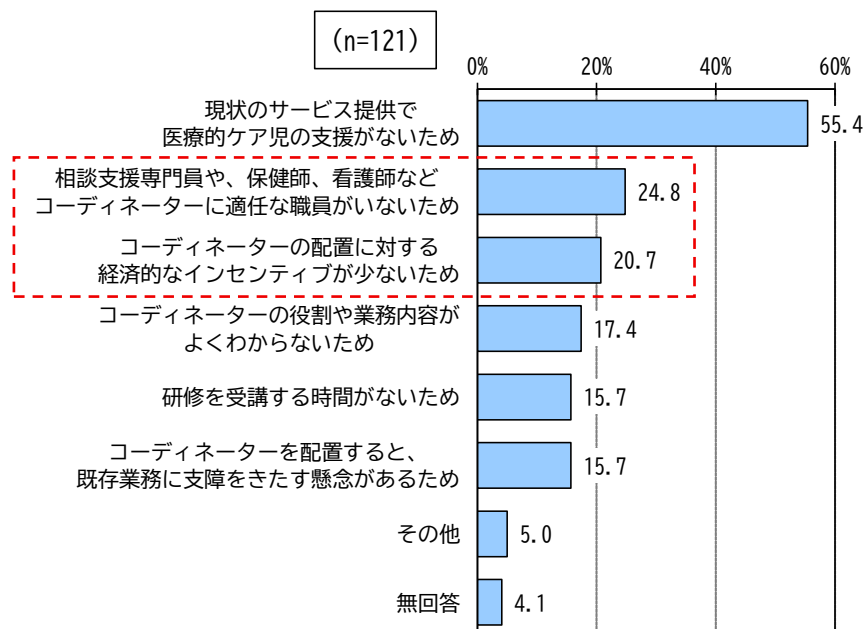
医療的ケアを実施する上での課題（サービス提供事業所）



東京都医療的ケア児コーディネーター養成研修修了者・受講予定（サービス提供事業所）



東京都医療的ケア児コーディネーター養成研修の受講に前向きでない理由（サービス提供事業所）



2-1 社会参加・社会活動の充実

課 題

当事者の希望する働き方を踏まえた就労支援を適切に行うとともに、健康状態や障がい特性に応じて働き続けられる環境づくりへの支援が求められています。

- ◆ 障がい者が就労する上で重視する点として、「健康状態に合わせて働けること」「自宅や近隣で働けること」「職場の障がい理解」「能力に応じた業務内容」が上位に挙げられており、障がい種別によって重視する内容にも違いがみられます。
- ◆ 一方、仕事に対する不安や不満としては、「給料が少ない」「人間関係の難しさ」「体調不良」「障がい理解の不足」「昇進・昇給の差」などが一定数挙げられており、特に精神障がい者や発達障がい者では複数項目で高い割合となっています。
- ◆ こうした状況から、個々の障がいの特性に応じた働き方の確保や職場環境の改善など、多様な就労支援の充実が求められています。

障がい者が就労する上で大切だと思うこと（18歳以上）

単位：％

		自分の家や、家の近くで働ける	健康状態に合わせて働ける	働くところの紹介や相談が受けられる	職業訓練ができる施設の充実	企業（会社）への雇用の働きかけ	職場の人の障がいへの理解	障がい者の利用に配慮された設備や職場	障がいの程度や能力に応じた仕事の内容	一般の社員並みの賃金	重度の障がいや医療的ケアが必要であっても働けること	わからない	その他	無回答
	全体（n=3,198）	38.2	47.3	22.8	10.6	15.3	37.5	25.2	32.1	18.7	9.8	11.3	3.6	16.9
障がい種別	身体（n=1,722）	34.6	41.3	18.1	8.4	13.1	32.0	23.6	27.2	14.6	9.5	13.2	3.4	22.4
	知的（n=588）	38.6	36.6	23.1	14.3	14.3	43.7	34.0	47.1	14.1	14.3	10.2	3.1	13.1
	精神（n=760）	47.6	62.2	31.7	17.5	22.5	51.3	30.0	42.4	33.2	10.7	8.4	5.3	7.8
	難病（n=730）	36.6	55.8	22.6	9.3	13.7	33.8	22.2	26.2	14.2	9.6	11.2	3.0	15.3
	発達（n=221）	47.1	52.0	36.2	21.7	29.4	59.7	43.0	52.0	39.4	14.5	5.9	7.2	8.1
	高次（n=87）	42.5	51.7	24.1	16.1	21.8	46.0	37.9	46.0	19.5	21.8	13.8	1.1	12.6

仕事をする上での不安や不満（18歳以上）

単位：％

		給料（もらえるお金）が少ない	仕事が多い	障がい者の重体化や体調不良	相談する人や場所がない	仕事内容が単純（単純）すぎる	職場の人たちとの人間関係が難しい	技能習得や研修等の機会が少ない
全体（n=1,083）		27.1	5.6	14.2	8.4	3.3	14.4	2.7
障がい種別	身体（n=478）	24.1	3.6	14.0	5.0	2.9	8.8	1.5
	知的（n=178）	30.9	3.4	2.2	8.4	4.5	24.2	5.6
	精神（n=272）	38.2	11.4	22.1	16.9	7.7	26.5	5.5
	難病（n=322）	23.9	4.3	16.8	5.9	1.2	8.1	1.6
	発達（n=101）	40.6	13.9	17.8	22.8	9.9	38.6	12.9
	高次（n=27）	29.6	-	14.8	3.7	3.7	18.5	3.7

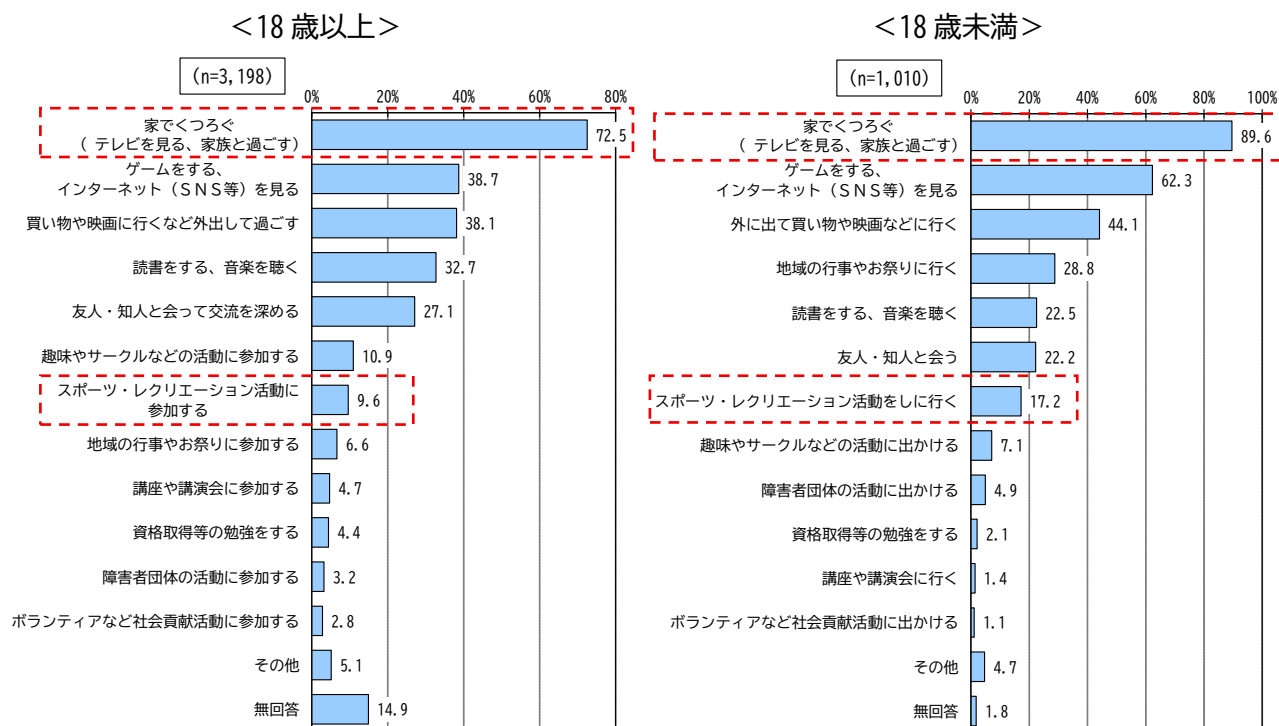
		障がいへの理解が十分でない	トイレなど障がい者用の設備が十分でない	通うのが大変	働く条件や契約の内容に不安がある	一般の社員と比べて昇給や昇進に違いがある	特に不安や不満はない	その他	無回答
全体		13.5	1.9	8.7	8.7	12.9	40.0	6.2	4.0
障がい種別	身体	12.8	2.9	7.7	5.4	9.8	43.5	5.2	4.8
	知的	14.0	1.7	6.7	9.6	16.9	37.6	3.9	5.1
	精神	22.1	-	11.8	15.4	23.9	23.9	9.6	1.8
	難病	7.8	2.2	9.6	8.1	8.1	47.8	5.0	3.1
	発達	26.7	-	11.9	20.8	32.7	21.8	11.9	1.0
	高次	22.2	7.4	3.7	3.7	7.4	37.0	3.7	3.7

課 題

多様な活動の場（スポーツ・余暇・文化芸術等）の充実が求められています。

- ◆ 日常生活での困りごと・相談したいこととして、18 歳未満では「余暇活動の場や機会がないこと」が 15.3%と上位にあり、18 歳以上の調査でも「趣味や生きがいがないこと」への回答が約 1 割あります。
- ◆ 余暇の過ごし方は、18 歳以上（72.5%）、18 歳未満（89.6%）ともに「家でくつろぐ（テレビを見る、家族と過ごす）」が圧倒的に多くなっています。一方で、「スポーツ・レクリエーション活動への参加」は 18 歳以上で 9.6%、18 歳未満で 17.2%に留まっています。
- ◆ こうした状況から、スポーツ・余暇・文化芸術等、趣味や生きがいにつながるような余暇活動の場の機会を充実させ、余暇の選択肢を増やすことが求められています。

現在の余暇時間の過ごし方



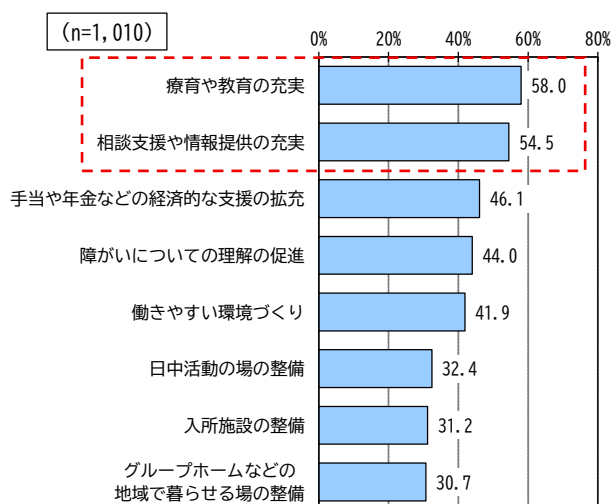
2-2 障がい児支援の充実

課 題

障がい特性に応じた切れ目のない保育・教育支援体制の充実が求められています。

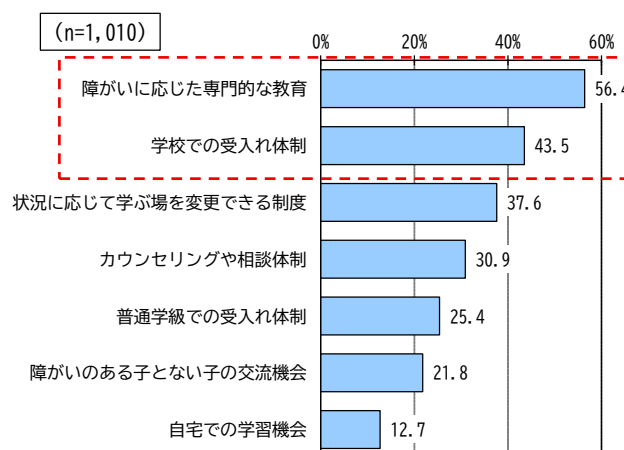
- ◆ 18 歳未満で今後充実を希望する施策として「療育や教育の充実」が 58.0%と最も高くなっています。
- ◆ 教育の場面で充実させて欲しいこととしては、「障がいに応じた専門的な教育」や「学校での受入れ体制」の充実が望まれています。
- ◆ 保育園や学校における支援体制の充実とともに、就学時や卒業時等にも支援が円滑に引き継がれるよう、保育園や学校等関係機関が連携した、切れ目のない支援の推進が求められています。

今後充実を希望する障がい施策 (18 歳未満)



※上位8項目を抜粋して掲載

教育の場面で特に充実してほしいこと (18 歳未満)



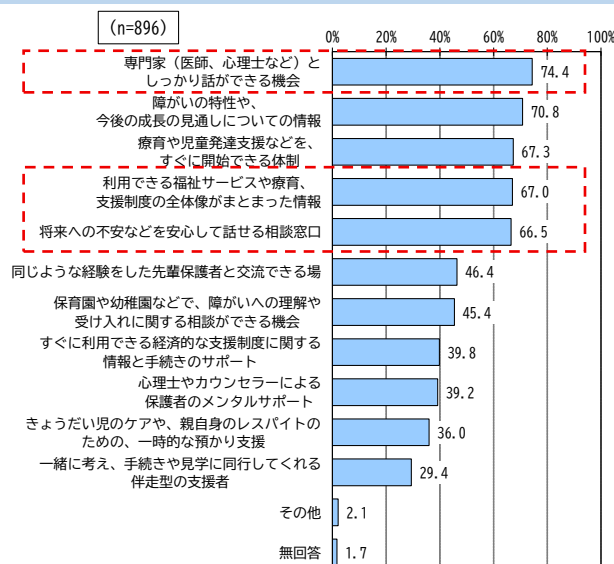
※上位7項目を抜粋して掲載

課題

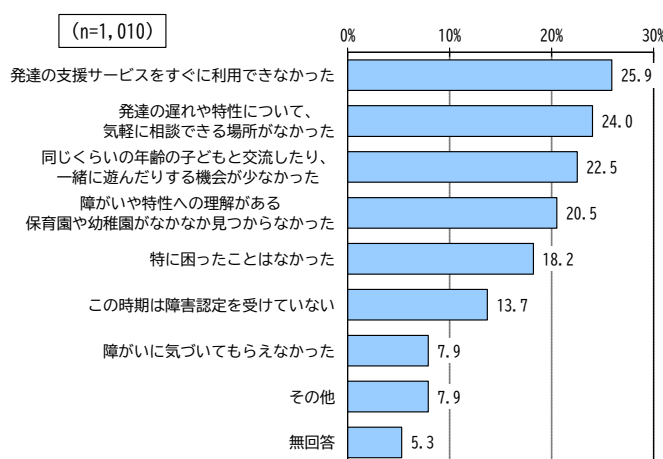
障がい児とその家族が気軽に相談できる場所や、早期支援につなげる取組が求められています。

- ◆ 障がいの疑いや認定があった際に必要なこととして、「専門家と話せる機会」や「制度の全体像がまとまった情報」「将来への不安を話せる相談窓口」の回答が上位であり、相談先や情報提供に関することが求められています。
- ◆ ライフステージごとの課題として、乳幼児期では「発達の支援サービスをすぐに利用できなかった」「気軽に相談できる場所がなかった」が挙げられており、早い段階からの支援が求められています。
- ◆ 今後は、乳幼児期の早い段階で障がいや特性に気づき、待機することなく適切な療育や専門的な支援を開始できる相談支援体制や受け皿を整備していく必要があります。

障がいの疑いや障害認定があったとき、初めに必要なこと（18歳未満）



ライフステージごとの課題（乳幼児期≪就学前≫）（18歳未満）



2-3 障がい特性に応じた支援の充実

課 題

発達障がい、高次脳機能障がい、強度行動障がい、重度心身障がいなど、多様な障がい特性に応じた相談支援と情報提供の充実が求められています。

- ◆ 認定・診断を受けている障がい種別では、発達障がいの割合が特に 18 歳未満で高くなっています。また、「高次脳機能障がい」は、18 歳以上では 2.7%、18 歳未満では 0.9%、「強度行動障がい」は、18 歳以上では 0.8%、18 歳未満では 1.5%、「重度心身障がい」は、18 歳以上では 1.7%、18 歳未満では 4.4%となっています。
- ◆ 障害福祉サービスの利用しやすさについては、障がい種別ごとにニーズが異なりつつも、18 歳未満では共通して「通いやすい場所でのサービス提供」が強く求められています。
- ◆ 日常生活の困りごととして重度障がいや高次脳機能障がい等では「介助者の確保」や「相談相手の不在」が課題として多く挙げられています。
- ◆ 一方で、強度行動障がい児・者や重度心身障がい児・者への対応が可能な事業所は限られており、人材確保や専門的知識・技術の不足、環境整備の課題も明らかとなっています。
- ◆ こうした状況から、障がい特性に応じたサービス提供体制の整備とともに、専門性を有する人材の確保・育成など支援体制の強化が求められています。

サービスを利用しやすくするために必要だと思うこと（障がい種別）

単位：％

回答者数(人)		特に必要と思うことはない	サービス利用に関する決まりや仕組みをわかりやすくすること	自分に合った事業所が選べること	重度の障がいや医療的ケアにも対応できること	使いたいときに使えるように利用できる曜日・時間を増やすこと	サービスに携わるスタッフ・人材の知識・技術・意識を高めること	サービスを提供している部屋や建物を広げること	通いやすい場所にサービスを利用できる施設・事業所があること	その他	無回答
18 歳以上	全体 (n=3,198)	18.9	35.6	24.5	10.9	22.1	20.5	7.8	29.6	3.7	25.6
	障がい種別 発達 (n=221)	13.6	52.5	42.5	11.8	37.6	33.0	15.8	48.4	6.8	13.6
	高次 (n=87)	13.8	35.6	32.2	11.5	23.0	23.0	9.2	39.1	4.6	23.0
	強行 (n=25)	-	52.0	44.0	56.0	64.0	68.0	40.0	76.0	8.0	20.0
	重心 (n=53)	5.7	50.9	45.3	60.4	47.2	50.9	24.5	58.5	13.2	13.2
18 歳未満	全体 (n=1,010)	7.2	55.0	59.0	18.6	53.1	50.0	23.2	64.9	7.4	5.7
	障がい種別 発達 (n=555)	6.5	54.1	62.5	15.0	55.5	50.5	22.7	65.0	8.3	4.5
	高次 (n=9)	-	77.8	44.4	44.4	77.8	55.6	22.2	88.9	11.1	-
	強行 (n=15)	6.7	73.3	66.7	60.0	66.7	66.7	40.0	80.0	6.7	-
	重心 (n=44)	2.3	61.4	61.4	84.1	77.3	63.6	34.1	84.1	9.1	4.5

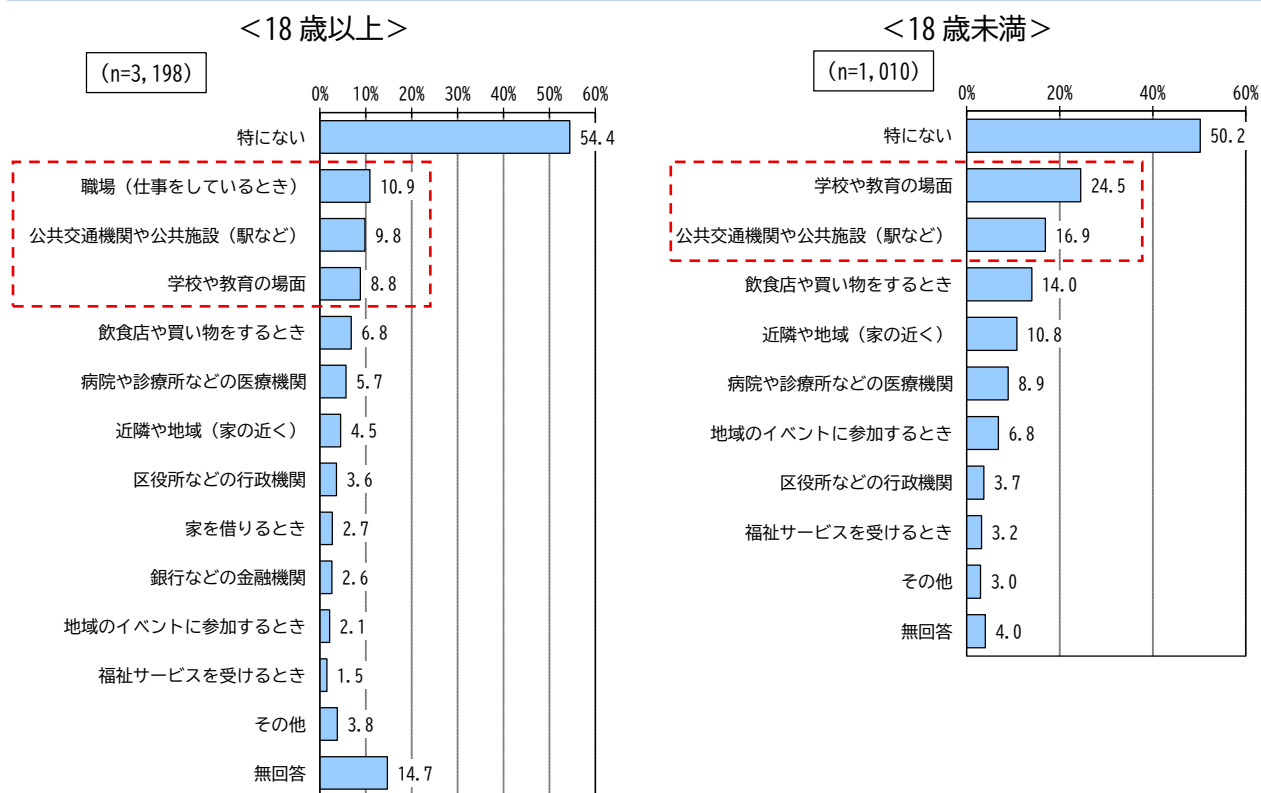
2-4 障がいへの理解促進

課 題

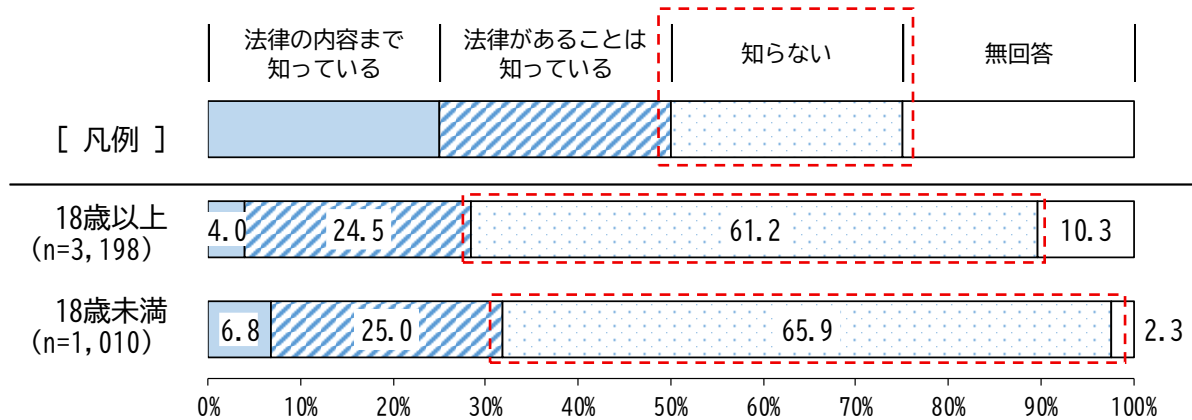
障がいを理由とする差別の解消に向け、障がい理解のさらなる促進が求められています。

- ◆ 障がいを理由とする差別を感じた経験については、「特にない」とする回答が半数を超える一方で、職場や学校、公共交通機関・公共施設など日常生活に密接な場面で差別を感じているとの回答もみられます。
- ◆ 「障害者差別解消法」の認知度は依然として低く、法の趣旨の周知が十分とはいえない状況にあります。
- ◆ さらに、合理的配慮の提供が義務化されているにもかかわらず、取組が十分に行われていない事業所も見られることから、障がい者差別の解消に向けた障がい理解促進と合理的配慮の提供の普及啓発が求められています。

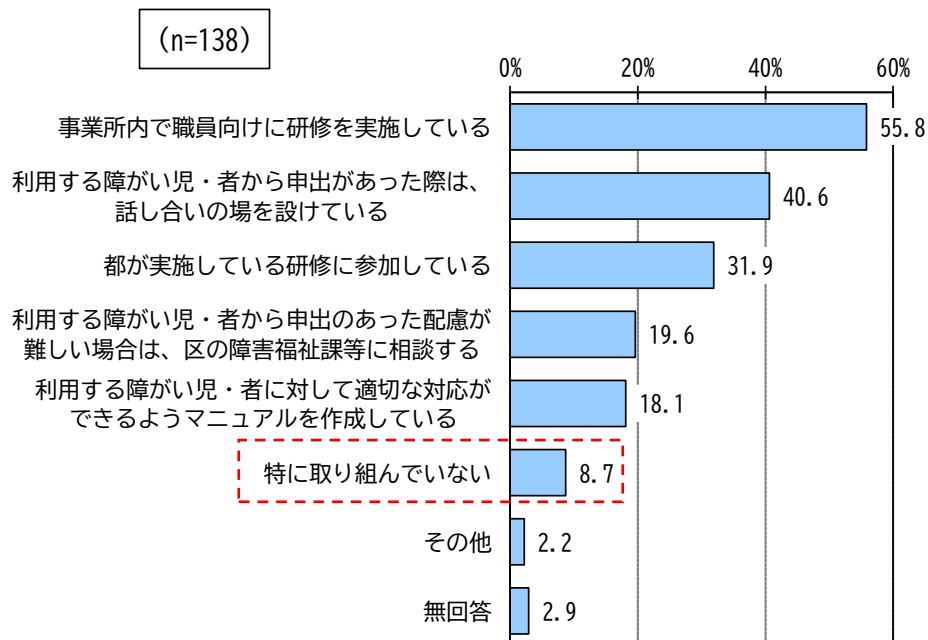
障がいがあることを理由に差別を感じた場所や場面



「障害者差別解消法」の認知度



合理的配慮の提供に関する取組（サービス提供事業所）



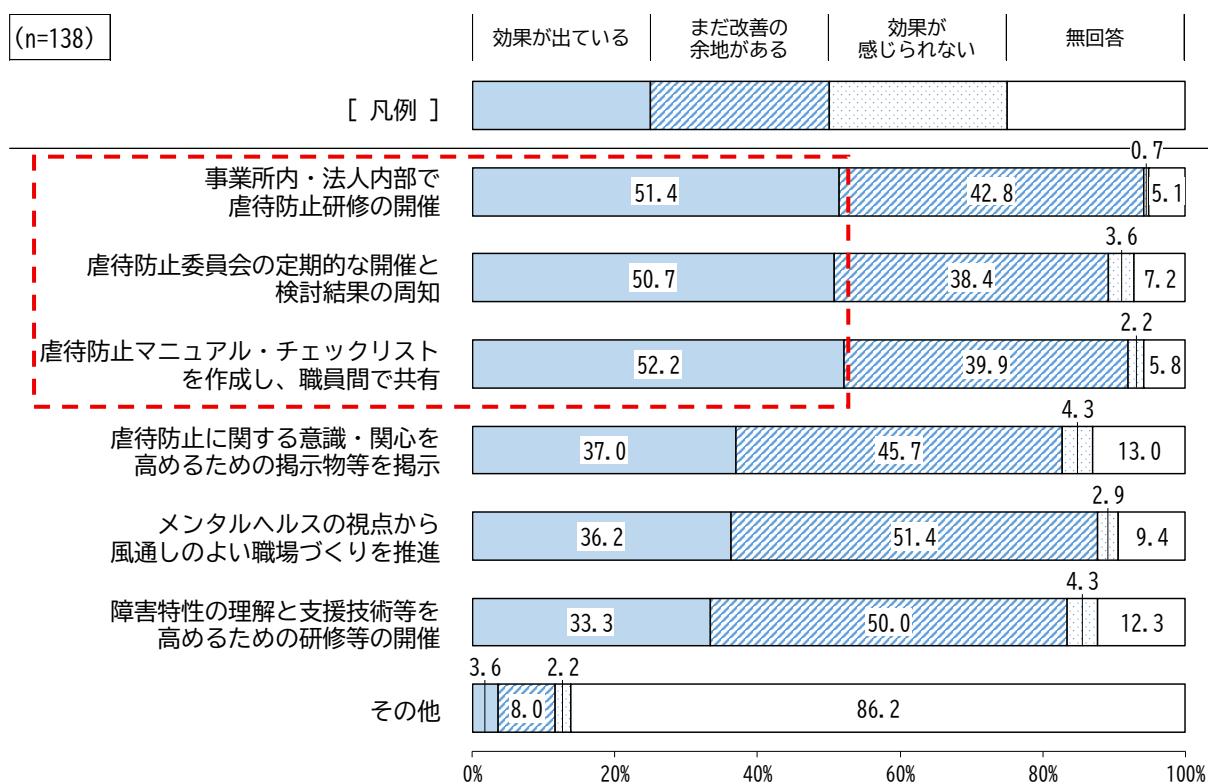
3-1 権利を守るまちの実現

課 題

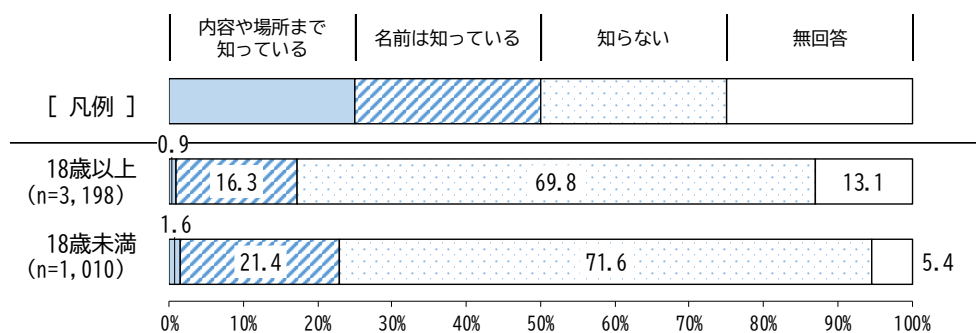
事業所における虐待防止の取組の強化を図るとともに、当事者に対する虐待相談先のさらなる周知啓発が必要です。

- ◆ 研修の実施、虐待防止委員会の運営、マニュアル整備といった取り組みは、事業所において虐待防止に効果的であると認識されています。そのため、これらの取組を今後も推進していく必要があります。
- ◆ 当事者における障害者虐待防止センターの認知度は低く、虐待発見時の通報先も一部事業所では十分に把握されていませんでした。
- ◆ 虐待の未然防止、早期発見・早期解決に向け、当事者、事業所双方に対し、障がい者虐待防止に関するさらなる周知・啓発が求められます。

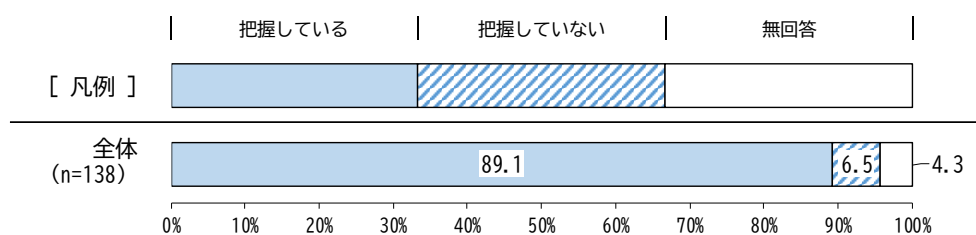
虐待防止に向けた取組と効果（サービス提供事業所）



「障害者虐待防止センター」の認知度



虐待発見時の通報先の認知（サービス提供事業所）



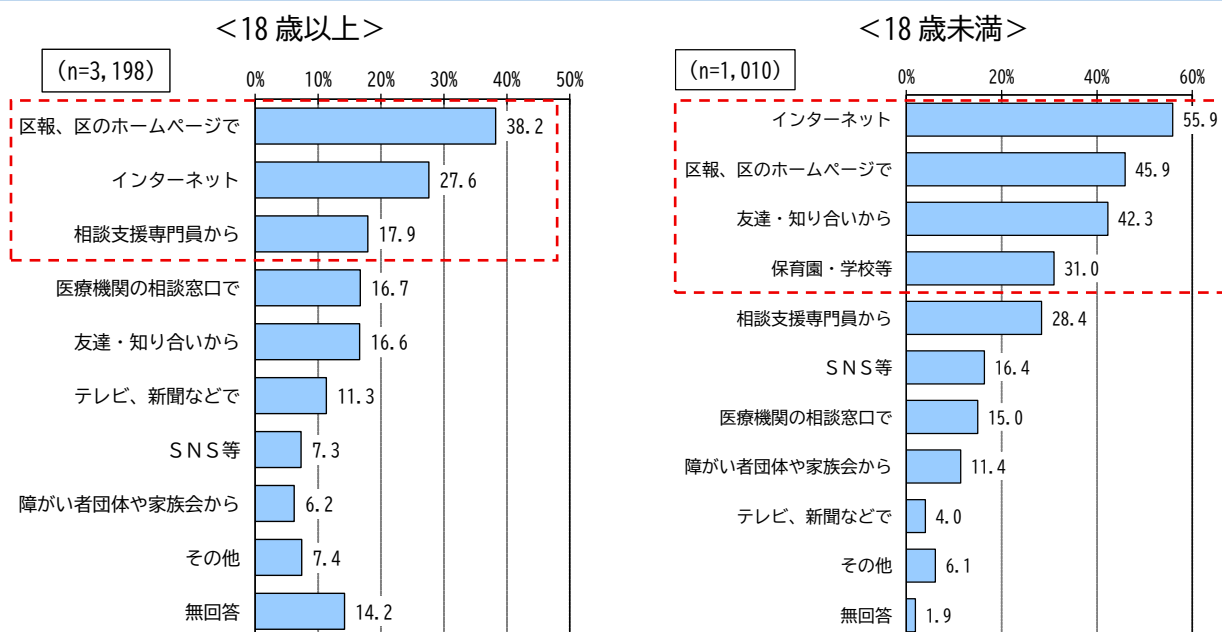
3-2 情報アクセシビリティの推進

課 題

障がい特性や年齢に応じた情報アクセシビリティの向上に加え、円滑な意思疎通を可能にするための配慮や支援の充実が求められています。

- ◆ 福祉情報の入手方法については、18 歳以上では区報やホームページ、相談支援専門員からなどが主な手段である一方、18 歳未満ではインターネットや学校、友人など多様な手段が利用されており、年齢によって違いがみられます。
- ◆ 情報の入手にあたっては、どこに相談すればよいか分からないといった課題が共通して多く、情報量の多さによる分かりにくさや必要な情報へのアクセスの難しさも指摘されています。
- ◆ コミュニケーションや意思疎通の場面では、特に知的・発達・高次脳機能障がい等で理解の困難さや意思表出の難しさがあることがわかりました。視覚・聴覚・音声機能障がいにおいてもそれぞれ特有の困難さがみられます。
- ◆ こうした状況から、年齢や障がい特性に応じて必要な情報にアクセスできる環境整備や、意思疎通支援の充実を図るとともに、分かりやすい情報提供と相談先の明確化など、情報取得・意思決定を支える体制の強化が求められています。あわせて、社会全体で ICT 化が進むなか情報や意思疎通の手段から取り残されないようにするため、当事者による ICT 活用等の促進を図る必要があります。

福祉情報の入手方法



コミュニケーションや意思の伝達等の困った場面（障がい種別・詳細）

単位：％

回答者数(人)		相手の話している内容を、 正確に理解することが難しかった	文書を読み書きすることが 難しかった	専門用語や手続きの説明が難しく、 内容がよく理解できなかった	案内表示やアナウンスが、 わかりにくかった	自分の希望や意見、症状等を、 正確に伝えることができなかった	相手の障がいに対する 理解が足りなかった	その他	特に困ったことはない	無回答	
18歳以上	全体(n=3, 198)	28.3	24.7	25.1	15.6	25.6	12.7	5.0	38.1	4.2	
	障がい種別	身体(n=1, 722)	24.1	24.0	19.2	17.1	18.2	8.2	5.6	39.8	5.1
		知的(n=588)	57.0	47.6	51.4	29.3	54.6	25.5	4.3	15.1	5.1
		精神(n=760)	36.6	25.3	33.8	13.3	42.0	22.2	6.8	24.1	1.8
		難病(n=730)	11.1	15.2	15.6	7.7	11.9	5.8	3.6	59.9	3.4
		発達(n=221)	63.8	36.7	49.8	24.4	61.1	39.4	4.1	11.8	1.4
		高次(n=87)	44.8	39.1	48.3	20.7	48.3	21.8	3.4	18.4	2.3
	身体障がい詳細	視覚(n=298)	16.1	58.7	18.1	26.5	12.8	9.4	7.7	17.1	4.4
		聴覚(n=276)	64.5	17.0	23.2	36.2	17.8	12.3	7.2	15.9	2.9
		音声(n=144)	34.0	31.3	29.2	18.8	56.9	15.3	11.8	13.9	4.2
		体幹(n=560)	21.8	24.5	23.4	14.5	24.5	10.4	5.9	47.1	3.6
		内部(n=429)	11.7	10.3	15.9	8.2	8.9	6.8	1.9	65.3	3.3
18歳未満	全体(n=1, 010)	61.1	47.8	35.7	29.0	55.6	21.7	5.3	14.5	2.4	
	障がい種別	身体(n=182)	50.5	41.8	33.0	29.1	44.0	19.8	8.8	22.5	4.9
		知的(n=550)	74.9	62.9	51.5	43.1	70.5	30.0	4.9	5.1	1.6
		精神(n=68)	55.9	41.2	35.3	29.4	54.4	23.5	7.4	10.3	2.9
		難病(n=3)	-	33.3	-	-	33.3	33.3	-	33.3	33.3
		発達(n=555)	65.6	48.6	37.1	29.0	60.7	23.2	4.1	12.1	1.1
		高次(n=9)	66.7	55.6	44.4	44.4	55.6	-	22.2	11.1	-
	身体障がい詳細	視覚(n=19)	36.8	47.4	10.5	15.8	31.6	15.8	-	15.8	5.3
		聴覚(n=31)	74.2	45.2	32.3	29.0	35.5	19.4	9.7	12.9	-
		音声(n=34)	64.7	52.9	52.9	44.1	70.6	32.4	11.8	11.8	-
		体幹(n=110)	55.5	46.4	43.6	36.4	57.3	25.5	7.3	18.2	4.5
		内部(n=46)	43.5	23.9	26.1	23.9	30.4	15.2	8.7	43.5	2.2

3-3 バリアのないまちづくりの実現

課 題

様々な障がい特性に対応し、だれもが安心して快適にすごせるまちづくりの推進が求められています。

- ◆ 令和7年度ユニバーサルデザインのまちづくりに関する調査報告書によると、障がいのある方は外出の際、徒歩のほか、電車・モノレール、バスなどの公共交通機関をよく利用しています。障がい者、かつ、要介護・要支援認定者の方では「施設送迎車・NPO等の車両」や「一般タクシー」の利用が多くなっています。
- ◆ 道路や歩道において不便さを感じることは、「歩道を通る自転車等のマナーが悪い」「歩道がせまい」「歩きづらい」ことが上位に挙げられています。障がい者、かつ、要介護・要支援認定者の方では、これらに加えて「歩車道段差が大きい」といった物理的なバリアが上位に挙がっています。
- ◆ 区の施設（公園を除く）で改善して欲しい箇所としては、「休憩所・ベンチの設置」「歩きやすい通路に改修」「道や駅から施設までの案内表示」が上位に挙がりました。障がい者、かつ、要介護・要支援認定者の方では、「休憩所・ベンチの設置」「車いす対応トイレの設置」「入口や通路の段差解消」が上位に挙がりました。
- ◆ こうした状況から、物理的バリアの解消や困り事が起きにくい配慮など、障がい等がある方でも安心して外出し、円滑に移動等ができる環境の整備が求められています。

属性別の外出手段の回答上位5項目（令和7年度ユニバーサルデザインのまちづくりに関する調査）

	1位	2位	3位	4位	5位
障がい者 (n=526)	徒歩 73.2%	電車・モノレール 60.5%	バス 33.3%	自転車 25.9%	自家用車 21.1%
障がい者 かつ 要介護・要支援認定者 (n=245)	徒歩 59.2%	施設送迎車 ・NPO等の車両 33.9%	一般タクシー 25.7%	電車・モノレール 21.2%	バス 20.8%

属性別の道路や歩道で「不便」だと感じていることの回答上位5項目
(令和7年度ユニバーサルデザインのまちづくりに関する調査)

	1位	2位	3位	4位	5位
障がい者 (n=311)	マナーが悪い*1 56.9%	歩道がせまい 55.6%	歩きづらい*2 38.6%	障害物がある*3 32.5%	車の交通量が多い 22.2%
障がい者 かつ 要介護・要支援認定者 (n=180)	歩きづらい*2 55.5%	歩道がせまい 52.8%	マナーが悪い*1 50.0%	歩道と車道の 段差が大きい 35.0%	障害物がある*3 29.4%

*1：歩道を通る自転車・キックボードなどが多い、スピードの出し過ぎ、マナーが悪い

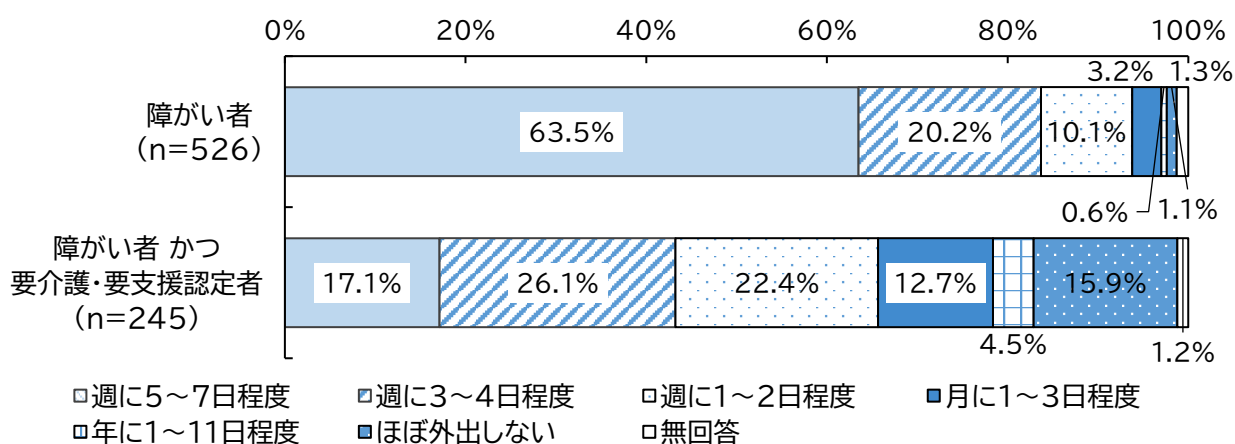
*2：歩きづらい（すべる、でこぼこしている、急な坂、歩道の傾きが急など）

*3：歩道に障害物（自転車、看板、街路樹の枝など）がある

属性別の区の施設（公園を除く）で改善してほしいと感じている箇所の回答上位5項目
(令和7年度ユニバーサルデザインのまちづくりに関する調査)

	1位	2位	3位	4位	5位
障がい者 (n=311)	休憩所・ベンチ の設置 38.5%	歩きやすい通路 に改修 25.3%	道や駅から施設ま での案内表示 24.2%	わかりやすい案内 表示の設置 23.6%	エレベーターの 設置 22.5%
障がい者 かつ 要介護・要支援認定者 (n=180)	休憩所・ベンチ の設置 38.6%	車いす対応 トイレの設置 37.6%	入口や通路の 段差解消 36.6%	エレベーターの 設置 35.6%	使いやすい スロープの設置 31.7%

外出頻度（令和7年度ユニバーサルデザインのまちづくりに関する調査）



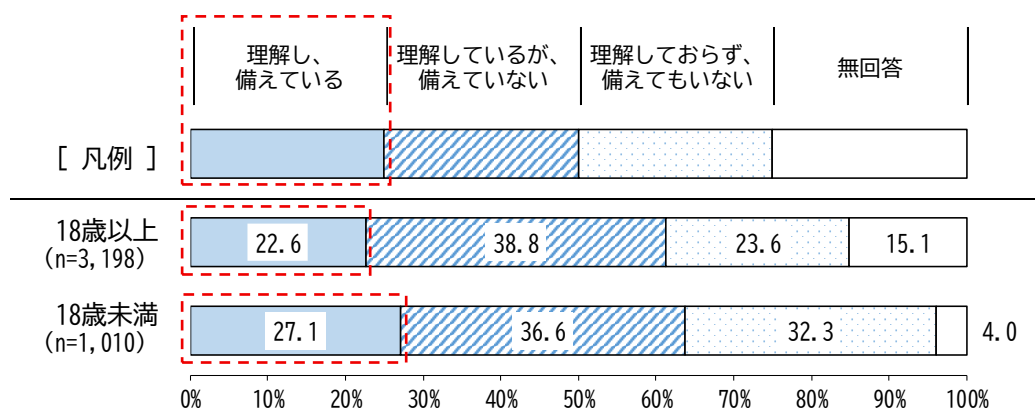
3-4 防災・防犯対策の推進

課 題

自助・共助の推進や障がい特性に応じた災害時支援の充実が求められています。

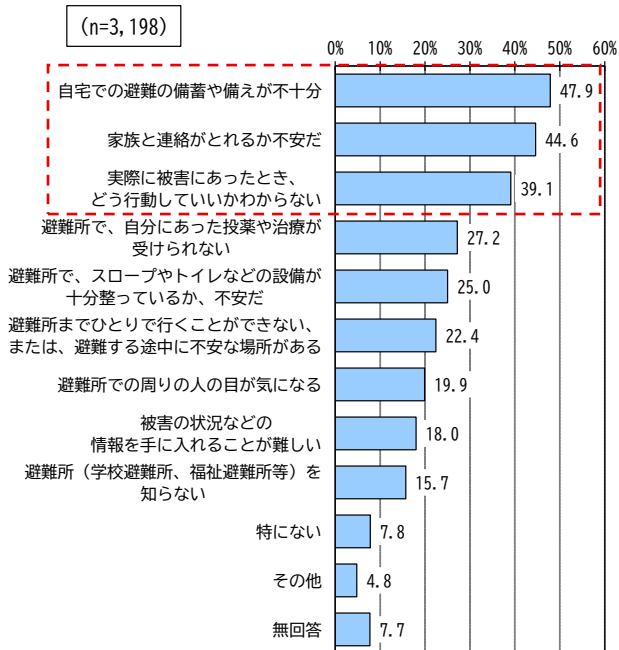
- ◆ 災害時に備えた各種制度（避難行動要支援者名簿、個別避難計画、マイ・タイムライン等）の認知度は、18歳以上・未満ともに高くありません。また災害時の備えや行動も十分とは言えない状況です。
- ◆ さらに、災害時の不安として、備蓄や避難準備の不足、家族との連絡手段の確保、発災時の行動判断が多く挙げられており、特に18歳未満では家族と連絡が取れなくなることに強く不安を感じています。
- ◆ こうした状況から、災害時に備えた各種制度の認知向上、防災意識の醸成を図るとともに、障がい特性に応じた避難支援の充実が求められています。

災害時の備えや行動への理解



災害時の不安、困ること

<18 歳以上>



<18 歳未満>

